

所有者に對し、新穀を供納せしむる手續を了せしむ。

四、齋田拔穂の御儀

稻實成熟の期至れば、勅使を發遣して、齋田に就き、拔穂の式を行はしめ給ふ。古は、悠紀の國司・主基の國司といふが定められ、此の國司によりて成熟に至るまでの事を行はしめられ、成熟の期に至れば、更に拔穂の勅使を別に定められたるなり。

登極令に定められたる拔穂の儀の次第左の如し。

其の地に齋場を特設して當日之を裝飾す。時刻、大禮使高等官・地方高等官著床。

拔穂使は布衣冠單、隨員は布衣單にて齋場に參進、本位に就く。

神饌幣物を供す(拔穂使隨員奉仕)。

拔穂使、祝詞を奏す。かくて、拔穂の儀にうつり、儀畢りて幣物神饌を撤し(員奉仕)、各退下して式畢る。

五、京都に行幸の御儀

御即位の大禮を行はせらるる、期日に先ち、天皇陛下、神器を奉じ、皇后陛下と共に京都の皇居に移御せらる。行幸の御儀左の如し。

當日早旦、賢所御殿を裝飾し、時刻、大禮使高等官、大禮服正装して著床す。御屏開かれ、神饌

供せらる(此の間神樂)。掌典長、祝詞を奏す。天皇陛下御代拜(侍從奉仕)。皇后陛下御代拜(官奉仕、女)。

神饌を撤す。御車を御殿の南階に養す。

賢所、御車に乗御なる(奉仕)。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者並に其の夫人停車場に參集す。男子は大禮服正装。服制なき者は通

常禮服。女子は通常服。鹵簿に奉仕する掌典長・掌典は衣冠單、帶劍。

皇太子・親王・親王妃・内親王・王妃・女王各殿下停車場に參著せらる。

賢所御車、宮城出御なる。

天皇・皇后兩陛下、宮城出御なる(鹵簿は第一公式にて供奉諸員中に大禮使高等官・掌典長・掌典を加へらる)

停車場に著御なる。諸員奉迎。

御發軔——諸員奉送。

京都に著御なる。在京都の親王以下、停車場に奉迎。

停車場出御——鹵簿、宮城出御の時の如し。

京都皇宮に着御なる。

着御の上、賢所春興殿に渡御の儀あり。兩陛下には、潔齋を行はせられて御即位禮當日となる。

二、御即位の大禮

一、御即位禮當日賢所大前の御儀

當日早旦、御殿を裝飾す。本殿の簾・幌・壁代を更め、内陣の中央に 天皇陛下の御座を設け、側に 劍璽の案を安く。其の東方に皇后陛下の御座を設く。

時刻、建禮門・建春門を開き、皇宮警部之を警固す。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人及び外國交際官並に夫人朝集所に參集す。男子は大禮服

(白下)正装。服制なき者は通常禮服。女子は大禮服。

皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王各殿下宜陽殿に參入せらる。

天皇・皇后兩陛下、宜陽殿に渡御なる。

侍從、天皇陛下に御東帶、帛御袍の御服を供し、次で御手水を供じ、次で御笏を奉る。

女官、皇后陛下に御五衣、御唐衣、御裳の御服を供じ、次で御手水を供じ、御檜扇を奉る。此間に、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王・宮内大臣・内大臣・侍從長・大禮使長官。

式部長官・侍從・皇后宮大夫・大禮使次官・式部次長・女官の諸供奉員服裝を易ふ。男子は東帶(纒着)、帶劍。女は五衣・唐衣・裳。

儀仗兵、建禮門外並に建春門外に整列す。

大禮使高等官左右各三人、南門外掖に參進、衛門の本位に著く。——東帶・劍・平胡錄・弓・絲鞋。

大禮使高等官左右各一人、同判任官左右各六人を率ゐ、司鉦、司鼓の本位に就く。——高等官は東

帶・劍・鞞。判任官は東帶・劍・絲鞋。

大禮使高等官左右各二十人、威儀物「太刀八口(兩面錦囊に入る)、弓八張(赤色綾囊に納る)、壺胡

錄八具(紫色綾囊に納る)柀八竿・楯八枚」を捧持して參進、本位に就く。——東帶・劍・鞞。但し太刀捧

持者は黒袍。弓及胡錄捧持者は緋袍。柀及楯捧持者は縹袍とす。

大禮使高等官各十人、參進、威儀の本位に就く。——東帶・劍・胡錄・弓・鞞。但し前列者は黒袍平胡

錄、後列者は緋袍・壺胡錄。

鉦及び鼓を撃つ各三下、諸員列立す。

大禮使高等官前導、朝集所に參集の諸員參進本位に就く。

御扉開かる。神饌幣物供せらる。此間、神樂歌を奏す(神饌一折敷高坏六基折櫃四十合(古來御即位)の時は例供二十合を四十合に倍加の御例)

掌典長、祝詞を奏す。

天皇陛下出御——式部長官・宮内大臣前行し、侍從劍璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官御後に候し、皇太子・親王・王・内閣總理大臣・内大臣・大禮使長官供奉す。

皇后陛下出御——式部次長・皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王大禮使次官供奉す。

天皇陛下、内陣の御座に著御なる。——侍從劍璽を案上に奉安す。

皇后陛下、内陣の御座に著御なる。
皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王各殿下、南廂に侍立せらる。内閣總理大臣・宮内大臣・内大臣・侍從長・式部長官・侍從・皇后宮大夫・式部次長・女官その後に侍立す。侍從武官長侍從武官便宜の所に候す。

天皇陛下、御拜禮あり。御告文を奏し給ふ。御鈴、内掌典奉仕す。

皇后陛下御拜禮あり。
次で、皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王各殿下の御拜禮あり。

天皇・皇后兩陛下入御なる——供奉出御の時の如し。

諸員拜禮す。

幣物・神饌を撤し、御扉を閉づ——此間奏樂。

鉦及鼓を撃つこと各三下、各立ちて退下し、御儀全く畢る。

二、御即位禮當日紫宸殿の御儀

當日早旦、御殿を裝飾す——本殿の南榮に日像(五綵瑞雲)の繡帽額を懸く。母屋の中央南面に三層繼壇(漆)を立て、高御座を安く。高御座の蓋上中央の頂に大鳳形(色)一翼、棟上の八角に小鳳形(色)各一翼、搏風(毎角瑞雲を繪く)の上南北二角に大鏡各一面、小鏡各四面(毎鏡兩傍に金銅彫鏤の八花形及び)、その上の六角に大鏡各一面、小鏡各二面を立つ。蓋下の中央に大圓鏡一面、棟下の八角に玉簾各一旒、其の内面に御帳(深紫色小葵形、裏緋色帛)御帳の上層に金銅彫鏤の唐草形帽額及び蛇舌を懸く。

壇上、第一層第二層には赤地錦を敷く。第三層に青地錦を敷き、其の上に縹緗綠疊二枚、大和錦縁龍鬘土敷一枚、大和軟錦毯代一枚、東京錦毯代一枚を累敷し、御椅子を立て、左右に螺鈿案各一脚を安く。繼壇の下、南・東・西の三面に兩面錦を敷き、その北階の下より後房に至る間、筵道を敷く。高御座の東方に、皇后の御座を設く。——三層繼壇(黒漆)を立て、御帳臺(八角、棟端を)を安く。その蓋上中央の頂に靈鳥形(色)一翼を立て、棟下の八角に玉簾各一旒、その内面に御帳(淺紫色小葵形)を

懸く。その他の裝飾高御座に準ず。

軒廊の後面に綵綾軟障を作り、前面に青簾を懸く。

南庭、櫻樹の南方には、赤地の錦に日像を繡したる霧縠一旒を立て、橘樹の南方には、白地の錦に月像を繡したる月像霧縠一旒を樹つ。日像霧縠の南には、五彩瑞雲の錦に頭八咫鳥形を繡したる頭八咫鳥形大霧縠一旒を樹て、月像霧縠の南には、五彩瑞雲の錦に金色靈鷲を繡したる靈鷲形大霧縠一旒を樹つ。更に、青地錦・赤地錦・白地錦・黄地錦・紫地錦各一旒、金糸を以て菊花章を繡したる菊花章中錦縠、同上菊花章小錦縠を左右各五旒を順次に樹つ。赤地錦、上に殿簀及魚形を繡し、下に金泥を以て萬歳の二字を書したる萬歳縠を左右各一旒を立て、小錦縠の前面には火焰臺に懸けたる鉦・鼓左右各三面、金鈴・黒漆柄・赤色錦縠及金繡鞆繪の棹左右各十竿を布列す。

時刻、儀仗兵、建禮門外並に建春門外に整列す。

時刻、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人及び外國交際官並に夫人、日華門外並に承明門外に列立す。

服裝、賢所大前の御儀に同じ。

大禮使高等官三十人、承明門・日華門・月華門・長樂門及び左掖門・右掖門の外掖壇下に參進衛門の本位に就く。

大禮使高等官左右各一人、同判任官左右各六人を率ひ、日華門・月華門より參入し、司鉦・司鼓の本位に就く。

大禮使高等官左右各二十人、威儀の物を捧持し、日華門・月華門より參入し、中錦縠の前面に參進、威儀の本位に就く。

大禮使高等官左右各十人、日華門・月華門より參入し、南庭右近の櫻・左近の橘の前面に參進、威儀の本位に就く。

鉦及び鼓を撃つ各三下、諸員列立す。
大禮使高等官の前導にて門外列立の諸員、殿上の東廂又は軒廊に參進して各其の本位に就く。
式部長官・式部次長、殿上の南廂に參進して本位に就く。——式部官、束帶・帶劍して之に従ふ。
大禮使長官・大禮使次官、殿上の南廂に參進して式部長官・式部次長の上班に就く。
内閣總理大臣・宮内大臣、殿上の南廂に參進して大禮使長官・同次官の上班に就く。
皇太子・親王・王、高御座前面の壇下に參進して本位に就かる。

式部官、警蹕を稱ふ。
天皇陛下、御束帶・黄櫨染御袍を召させられ、高御座北階より昇御。侍從、劍璽を御帳中の案上に奉

安し、御笏を供し奉る。——内大臣、高御座に昇り、御帳外東北隅に候し、侍従長・侍従武官長・侍従武官高御座後面の壇下に侍立す。

皇后陛下、御五衣・御小桂・御長袴を召させられ、御帳臺北階より昇御。女官、御檜扇を供し奉る。

——皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王各殿下御帳臺の後面の壇下に侍立す。

侍従二人分進、高御座の東西兩階より壇上に昇り、御帳を奉げ、訖つて座に復す。

女官二人、分進、御帳臺の東西兩階より壇上に昇り、御帳を奉げ、訖つて座に復す。

天皇陛下、御笏を端して立御なる。

皇后陛下、御檜扇を執りて立御なる。

諸員最敬禮を行ふ。

内閣總理大臣、西階を下り、南庭に北面して立つ。

天皇陛下、御即位禮の勅語を宣らせ給ふ。

内閣總理大臣、南階を昇り、南祭の下に於て、壽詞を奏し、南階を降る。

内閣總理大臣、萬歲席の前面に參進して萬歲を三聲稱ふ。諸員これに和す。訖つて西階を昇り、座に復す。

に復す。

天皇・皇后兩陛下入御なる。——警蹕、出御の時の如し。

鉦及鼓を撃つこと各三下。各退下して御儀全く畢る。

三、御即位禮當日、皇靈殿・神殿に奉告の御儀

御即位當日には、宮城(東)内なる皇靈殿・神殿に大禮御奉告の勅使を立てさせられ、御即位禮當日の御儀と同時に於て、掌典次長をして、御奉告の御祭典を行はしめ給ふ。

當日、御殿の裝飾を奉仕し、時刻至れば、大禮使高等官著床。

御屏開かれ、神饌・幣物の供せらるゝ間、神樂歌を奏す。

掌典次長、祝詞を奏す。

勅使(侍従奉仕)拜禮を行ひ、御祭文を奏す。

皇后宮御使(五衣唐衣・裳)拜禮。

幣物・神饌を撤し、御屏を閉づる間、神樂歌を奏す。各退下、儀畢る。

四、御即位禮後一日賢所御神樂の御儀

御即位禮の翌日、賢所の大前に御神樂を行はせ給ふ。

當日早旦、御殿の裝飾を奉仕す。時刻、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人朝集所に參集す。皇太子

殿下を始め皇族殿下宜陽殿に参入し給ふ。

天皇・皇后兩陛下宜陽殿に渡御あらせられ、御服・御手水・御笏・御檜扇の儀あり。其の間に供奉諸員服装を易ふ。

大禮使高等官著床。大禮使高等官前導、諸員參進して本位に就く。

御扉開かれ、神饌、幣物供せらるゝ間、神樂歌を奏す。

掌典長祝詞を奏す。

天皇陛下、出御なる。——式部長官・宮内大臣前行し、侍從、劍璽を奉じ、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官、御後に候し、皇太子・親王・王各殿下内大臣・大禮使長官供奉す。

皇后陛下出御なる。——式部次長・皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王各殿下、大禮使次官供奉す。

天皇陛下、内陣の御座に著御なる。——侍從劍璽を案上に奉安す。

皇后陛下、内陣の御座に著御なる。

天皇陛下御拜禮あらせらる。——御鈴、内掌典奉仕す。

皇后陛下御拜禮あらせらる。

皇太子以下各皇族殿下御拜禮あり。

次で、御神樂となる。

御神樂畢りて、天皇・皇后兩陛下入御なる。——供奉出御の時の如し。

諸員拜禮を行ふ。

幣物・神饌を撤し、御扉を閉づる間、神樂歌を奏す。

各退下して、儀全く畢る。

三、大嘗祭

一、大嘗祭前諸儀

御即位禮に引續きて大嘗祭を行はせ給ふ。但し、其の間に、數日の間を置かせ給ふを例とす。

大嘗祭の前一日、鎮魂の御儀あり。こは、恆例新嘗祭の部に記したる所と異なるなし。(本篇恆例の部四節を)

また、神宮・皇靈殿・神殿并に官國幣社に大嘗祭奉幣の勅使發遣の御儀あり。従つて、大嘗祭當日、神宮にては、奉幣の儀を行はせられ、皇靈殿・神殿にてもまた奉幣の御儀あるなり。

二、大嘗祭當日賢所大御饌供進の御儀
當日早旦御殿の裝飾を奉仕す。

時刻、皇宮警部、御殿の南門を警固す。

大禮使高等官、大禮服(白下)正装して著床す。

御扉開かれ、神饌の供せらるゝ間、神樂歌例の如し。

掌典長、祝詞を奏し、内掌典御鈴を奉仕す。

天皇陛下御代拜(侍從奉仕)。

皇后陛下御代拜(女官奉仕)。

諸員拜禮の後、神饌を撤し、御扉を閉づる間、神樂歌例の如し。

各退下して儀畢る。

三、大嘗宮御造營の故實

賢所の大御饌供進の儀を終らせ給は、次に、大嘗宮の御儀に移らせ給ふ。大嘗宮は、大嘗祭を行はせ給はんが爲めに、特に造營し給ふ所の御殿にして、總て古式を重んじて營ませ給ふなり。故に今大嘗宮の御儀の次第を記すに先ち、かの荷田在滿の著「大嘗會便蒙」中より、大嘗宮御造營の一節を摘

録して參考に供すべし。

「當日の四五日以前までに修理職の役人大嘗宮を作り畢る。其の作り様、先づ、紫宸殿の南庭に東西十六間、南北十間の柴垣を作り廻らす。垣の高さは六尺ばかり、柴は内の方は北山柴、外の方は萩の柴、何れも二たけ也。竹にて押縁をして繩にて横に五所ゆふ。四方の角に皮付の松のそへ柱あり、その柱を柴にて太く包み、上の方開き、すそ細に作る。前日になりて、椎の枝を垣一面にさし廻らす、これを椎の和惠といふ。

垣の四方に、くの木の皮付の鳥居を立つ。但し、南北の鳥居は垣の中央にあり、東西の鳥居は中央より少し南へ寄する。鳥居のははは四つ共八尺、高さは東西南の三方は一のかさ木の下はより九尺、北のばかりは二のかさ木の下はより九尺なり。西東の鳥居の外一間ほど置て南北二間の神垣を樹つる。垣の造り様は四方の垣に同じ。垣の南北のはしに、そへ柱あり、是れも柴にて太く包む。また四方の鳥居に開き戸あり、これも同じく柴にて作り、割り竹にてふちを四方に廻し、表裏よりも、すぢかひにあやすきの如くあて、門は松の皮付、藤にてからくりさしこむ。何れも外じめ也。又、柴垣の内、東西南北の中央にあたりて東西へくゆるべき鳥居を一つたつる。是れも、くの木にて作る。高さは、共に南西東の鳥居に同じ、たゞ此の鳥居には開き戸なし。

此の鳥居の南の柱より南の方、北の柱より北の方へ各二間半餘づゝの柴垣をたつる。其の垣の南北のはづれに各一間ほど宛の柴垣を東西の行にたつる。

さて、東の鳥居の内に一間しりぞけて悠紀の御殿をたつ。此の中に天神を祭り給ふ也(悠紀殿にて天神を祭るといふは誤なり、) 建て様は、南北五間東西三間、先あつか草とて青草を地に敷き、その上に竹篋子をかき、その上に近江表を敷く。南北五間の中、北の方三間を内陣とし、南の方二間を外陣とす。内外陣の堺には、東西より四尺五寸づゝのはり出しあり。中の一間半が間は、筵にぬきをあてたる開き戸四枚づゝ蝶番にて兩開きなり。柱はいづれも松の皮付、たて様は南の方、北の方は一間半づゝの間にて兩はしと中央に一本づゝはしらあり、西の方、東の方は内陣は一間づゝの間にて北の端と外陣の堺との柱の外には間柱二本也。外陣は一間半とまなかと二間にて、南のはしの柱よりまなか北に一本あり、それより内陣の堺の柱まで一間半なり。此の外に東西のはりだしのとまりに一本づゝ、總て内外陣の柱數十六本也。さて、四方に竹椽あり、南の椽ははゞ一間、残りの三方はまなかづゝ也。南の縁の西のはづれより半間さりて幅一間半の階を付くる。作り方は、皮付の松の木を二つわりにして皮めの方を外へなしてあて、その上に平なる板を打付くして三段なり。西の椽の南のはづれより一間半さりて幅一間半の階を付くる。作り様は、南の端に同じ。

さて、四方壁なし、皆近江表をあて、皮付の松の木にてぬきを五本づゝ入る。但し南おもては、はゞ三間の内、中央の柱より西の方一間半を入口とす。開戸あり、近江表、皮付の松の木にて四方のふちとぬきを三つとをあつる。如此もの一間半が間に四枚あり、但し、二枚づゝ蝶番にてつなぎ、兩開きにす。門は是も松の皮付、藤にてからくる外じめ也。此の開戸の内には、よしの簾あり、へりは白紙にて付る。簾の内の方、白き麻のふさ三すぢ下り、鍍金の鈎あり、簾は内の方へ巻上げて鈎にかくる。簾の内には白き布の幌を垂る。幌の上に白き布のふさ二すぢたる。花鬘むすび、八段あり。また中央の柱より東一間半は四方の如くに近江おもてあてたる上に、たゞ葎の簾を垂れおく。又西おもては是も階の付たる一間半が間を入口とす。開戸は、是も近江おもてにて松の木をあつることなど惣て南おもての開戸に同じ。但し、此の開戸は、一間半が間に二枚にて兩びらき蝶番なし。その内に葎簾巻き上げ、布幌、ふさなど南おもてに異なることなし。入口より外、内陣外陣合せて三間半が間、並に北おもての分、近江おもてとぬきとばかりにて簾をもかけず、又、東おもては内陣があひだ三間並に南の端まなかが間は、北おもてに同じく近江おもてとぬきとばかりなり。残りて一間半が間は、その上に葎の簾をたれおくこと南おもての東の間に同じ。

さて、南おもての鴨居より上、棟の下までは、三間とも近江おもてにぬきをあてたるばかり也。北

おもてもこれに同じ。但し、北は下まで此の通りにて一つ々きなり。御殿の内、天井皆近江おもて也。さて、屋根の長さ南北七間、但し、南の端は椽の端とひとしく、北の端は椽より間中ながし。やねはすべて萱葺、棟は皮付の松の木にて南北の端にかたそぎあり、外の方をそぐ。棟のかつを木を渡すこと三所、南北のけらばの下に搏風あり、ちぎとて、木の頭を出すこと棟より西に四つ、東に四つ、又、萱葺の下に南北へ渡せる木あり、棟より西に入つ東に入つ、その入つの内最上にあるは白木、その次は黒木、是より白木と黒木をたがひに置いて第八本の黒木は、かもゐの巡にあたる東西合せて十六本、共にその端南北へ餘り出る。但し、搏風よりは一間ばかり奥の方屋根うらに見ゆるなり。さて又、柴垣の西の鳥居の内一間退けて主基の御殿を建つ。此の内にて地祇を祭り給ふなり。立てやうは、大きき入口の付け様まで、悠紀の御殿に少しも異なることなし、たゞ、かつを木のそぎやう、外の方をそがずして下の方をそぐ。この外に、かはりたるところなし。さて、紫宸殿の東庭内侍所の西の方少し北へより廻立殿を建つ。是は、大嘗宮に渡御あらんとて先づ、此所に渡御して御湯をめされ、御装束を改めさせ給ふところなり。建てやうは、南北三間東西五間、但し、西の方三間を一間とし、其の中、二間四方に疊を敷き、東の方二間を一間とす、是は、竹簀子也。その二間の堺、南北三間の内、中の一間は開戸二枚にて、南

と北との一間づゝのはり出しは、近江おもてにぬきを入ること大嘗宮のごとし。柱のたてやうは皆一間宛の間にて、四面合せて十六本、二間の堺に二本すべて柱数十八本也。四方にゑんなし。南おもて西より第四の柱と第五の柱との間に箱段を付けて、渡御の時おりさせ給ふ道とす。北おもて、西より第二の柱と第三の柱との間一間は、御茶湯所との堺となる。同じく、第三の柱と第四の柱との間一間に箱段を付けて御茶湯所への道とす。西おもて南第二の柱の南より第三の柱の少し北まで一丈があひだに紫宸殿よりの橋廊下を取付くる。さて、四方壁なし。近江おもてをあて、皮付の松の木にてぬきを入ること。但し南おもて西より第二の柱と第三の柱との間一間に二枚の開戸也。第四の柱と第五の柱との間一間も二枚の開戸にて門は内しめ也。又、東おもて、はば三間の内、中の一間は間と、北おもて西より第三の柱と第四の柱との間一間と、西おもて三間の内、中の一間は間と三所ともに二枚の開戸にて門は外しめ也。殿の中、天井は皆近江おもて也。やねは苦ぶき、桁行東西五間、梁行南北三間也。さて、十八間廊下の中央廻立殿の西より、第二の柱より第四の柱までの間にあたりて二間が間御廊下を取り放し、廻立殿の北のはしより、十八間廊下の北のはしまで南北三間半、東西二間の内、土間に板を敷き、その上に疊を敷き苦ぶきの屋根をかけ、その内、南の方二間四方は御茶湯所とし、近江

おもてにて東西を圍ふ。但し外の方は板圍也。北の方二間に二間半のところは、たゞ北の方に御所への通ひ道なり。その西北の角に、西の方御廊下に入るべき箱段をつくる。

さて、紫宸殿の東の縁の東南の角の少し北より、廻立殿の西おもて中央より少し南へよりたる所まで、すぢかひに橋廊下をかくる。長さ七間半、は一丈あり、南北兩方を近江おもてにて圍ひ、竹と杉の皮付にておしぶちをうち、やねは苦ぶき、たるきこまいは皆竹也。

さて、廻立殿の東の一間餘も東へ寄せて、北は十八間廊下まで、南は大嘗宮の北の柴垣の通まで、板圍ひを立つ。その圍の南のはしに東の方より入るべき入口を付くる。其處より、柴垣の東北の角まで、に又板圍を廻らす。また紫宸殿の西より第二の柱の通りに當りて北は紫宸殿の縁のもと、南は、大嘗宮の北の柴垣まで、に又板圍をたつ。又、月華門の南の廊を近江おもてにて圍ひ廻らし、悠紀の膳屋とし、悠紀の神膳をば此處にて料理す。その膳屋東南の角に、長さ南北二間、は東西一尺五寸の棚を作る。割竹を釘にて打付くる也。棚の高さ土間より二尺餘り、供神のものは盛りたて、此の棚の上におく也。その棚のある通りには、外の方、篋圍の上に椎の葉をあて、わり竹にて押縁を二通りあつる。又、月華門と宜陽殿との間に廊を同じく近江おもてにて圍ひ廻し、主基の膳屋とし、主基の神膳をば此處にて料理す。此の膳屋には竹棚なし。二つの膳屋共に、各其西南の角に西の方より入るべき開

戸あり、竹の折戸の兩面より、近江おもてをあてたるを繩にて結びつけおく也。
また、日華門の北の廊の内に御行水の湯をわかす釜をおく。釜の座は三尺ばかり四方の廊の柱に近江おもてをあて、圍ひ廻し、三尺づゝの腰板をあつる。但し此の所は主殿寮の役人作る云々」と。以て其の一般を知るべし。

四、大嘗宮の御儀

當日早旦、大嘗宮の裝飾を奉仕す。

時刻、外門を開く。皇宮警部之を警固す。

文武高官・有爵者・優遇者並に夫人、朝集所に參集す。——服装は即位禮當日賢所大前の儀に同じ。

女子は、袿・袴を以て大禮服に代ふ。

皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王頓宮に參著せらる。

天皇頓宮に著御なる——儀仗兵正門外に整列す。(頓宮——廻立殿に渡御あら)

大禮使・高等官二十人、南北兩面の神門(左右各)東西兩面の神門(左右各)の外掖に參進して衛門の本位に就く。——束帶、劍、平胡籙、弓、淺沓、小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く。(小忌衣——三字にてナミといふもの上に用ふる服、その制狩衣の如くにして白布の青摺。日蔭蔓——今は石松として山地に遍ひ生ふる青きつるぐさを稱すと)

大禮使高等官各六人、南面の神門内掖に參進して威儀の本位に就く。——束帶・劍・胡籙・弓・淺沓・小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く。

悠紀、主基兩殿の神座を奉安す。——掌典長・掌典次長・掌典・掌典補を率ゐて之を奉仕す。——束帶、小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く。

縮服並に危服を案上に載せて各殿の神座に安く——掌典長奉仕す。(縮服——布)

各殿に齋火の燈燎を點す——掌典、掌典補を率ゐて奉仕す。(齋火——清)

此の時、庭燎を焼く——火炬手の服装は、冠、細纒、綬、桃花染布衫、白布單、白布袴、白布帶、紫脛巾、麻鞋。

かくて、悠紀殿供饌の御儀となる。
時刻、天皇、廻立殿に渡御なる。

小忌の御湯を供じ御祭服(御表袴、御裏袴、御下裳、御和、御單)を供し、御手水を供し、御笏を供し奉る。
——總て侍從奉仕す。

此間に、供奉諸員(皇太子・親王・王・宮内大臣・内大臣・侍從長・大禮使長官・式部長官・侍從・式部官)服装を易ふ——束帶(着)・帶劍・小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く。

皇后陛下、廻立殿に渡御なる。
御服を供し、御手水を供し、御檜扇を供す。——總て女官奉仕す。

此間に、供奉諸員(皇太子・親王・王妃・内親王・王妃・女王・皇后)服装を易ふ——男子は束帶・帶劍・小忌衣を加へ、日蔭蔓を著く、女子は五衣、唐衣、裳、小忌衣を加へ、日蔭絲並に心葉を著く。

大禮使高等官前導、朝集所に參集の諸員、南面の神門外の帷舎に參進本位に就く。

膳屋にては、此の時、稻舂歌を發し(奉仕)神饌を調理す。——掌典、掌典補を率ゐて之を奉仕し、本殿南庭の帳殿に庭積の机代物を安く——同上奉仕す。

掌典長、本殿に參進して祝詞を奏す。
天皇陛下、本殿に進御なる。——式部長官・宮内大臣前行し(侍從左右一人)御前の侍從劍璽を奉じ、御

後の侍從御菅蓋を捧持し、御綱を張る。侍從長以下例の如く御後に候し皇太子・親王・王・國務大臣・樞密院議長・内大臣・大禮使長官奉仕す。

此の時、掌典長、本殿南階の下に候し、式部官左右各一人、脂燭を乗りて南階の下に立つ。
侍從、劍璽を奉じ、南階を昇り、外陣の幌内に參進、劍璽を案上に奉安し、西面の幌外に退下、簀

子に候す。

天皇陛下、外陣の御座に著御なる。侍従長・掌典長、南階を昇り、簀子に候す。——此の時、皇太子・親王・王・國務大臣以下供奉諸員本殿南庭なる小忌の帷舎に著床す。

皇后陛下、本殿南庭の帳殿に進御なる。式部次長・皇后宮大夫前行し、式部官左右各一人脂燭を乗る。女官御後に候し、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王・大禮使次官供奉す。

皇后陛下、帳殿の御座に著御なる。女官殿外に候す。——此の時、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王その他の供奉員殿外小忌の帷舎に著床す。

大禮使高等官(東帶・帶劔・小忌衣を)樂官を率ひ、本殿南庭の本位に就く。

悠紀の地方長官(大禮使高等官)樂官を率ひ、大禮使高等官の東方の本位に就く。

國栖の古風を奏す。(國栖の古風)

悠紀地方の風俗歌を奏す。

皇后陛下御拜禮。皇太子以下、各宮殿下御拜禮。諸員拜禮。

皇后陛下、廻立殿に還御なる。——供奉進御の時の如し。

皇太子・親王・王、本殿に參進、南階を昇り、簀子に候せらる。

本殿南庭の廻廊に於て神饌行立あり。

掌典補左右各一人、脂燭を乗り、掌典一人、削木を執る。同一人、海老鱈鹽槽を執り、同一人、多志良加を執る。

五衣・唐衣・裳・小忌衣を加へ、日蔭絲並に心葉を著けたる陪膳女官一人御刀子筥を執り、同じ服装したる後取女官一人、御巾子筥を執る。白色帛畫衣・唐衣・紅の切袴・青摺袴・日蔭絲並に心葉を著けたる女官一人神食薦を執り、同じく女官一人、御食薦を執る。同じく女官一人、御箸筥を執り、同じく女官一人、御枚手筥を執る。同じく女官一人、御飯筥を執り、同じく女官一人、鮮物筥を執る、同じく女官一人、干物筥を執り、同じく女官一人、御菓物筥を執る。掌典一人、鮑汁漬を執り、同じく一人、海藻汁漬を執る。掌典補二人、空盞を執り、同じく二人、御羹の八足机を昇く。同じく二人、御酒八足机を昇き、同じく二人、御粥八足机を昇き、同じく二人、御直會の八足机を昇く。

削木を執れる掌典、本殿南階の下に立ち、警蹕を稱ふ。——此の時、神樂歌を奏す。

天皇陛下、内陣の御座に著御なる。皇太子・親王・王・侍従長(帶劔を)掌典長外陣の帷内に參入奉侍す。

御手水を供す。——陪膳女官奉仕す。

神饌御親供の御儀あり。御拜禮、御告文を奏させ給ふ。

御直會あり。

神饌撤下——陪膳女官奉仕す。

御手水を供す——同上奉仕す。

神饌膳舎に退下——其儀行立の時の如し。

廻立殿に還御なる——供奉進御の時の如し。

各退下して、悠紀殿の御儀畢る。

次に、主基殿供饌の御儀を行はせ給ふ。その儀すべて、悠紀殿供饌の式の如し。

五、大饗第一日の御儀

此の大饗は、古儀に於ける辰日節會(悠紀)巳日節會(主基)及午日節會(豐明)の三儀に相當す。

當日早旦、豐樂殿の裝飾を奉仕す。

本殿の北の廂に、千年松と山水の圖を繪ける錦の軟障を設く。

東西隅には悠紀の地方の風俗歌の屏風を建て、西北隅には、主基の地方の風俗歌の屏風を建つ。

母屋の四面に壁代を作りて之を塞げ、その中央に、天皇陛下の御座(平鋪)を、その東方に、皇后陛下の御座(平鋪)を設け、各、御椅子並に御臺盤を立つ。南東西三廂の周圍には青簾を懸けて之を塞

げ、その内に、諸員陪宴の第一座を設け、床子並に臺盤を立つ。

顯陽・承歡・歡德・明義の各堂の後面に綵綾軟障を設け、前面に青簾を懸けて之を塞げ、その内に諸

員陪宴の第二座を分設し、床子並に臺盤を立つ。

南庭の中央に舞臺を構へ、その東南隅に樂官の幄を設く。

時刻、文武高官、有爵者、優遇者並に夫人及び外國交際官並に夫人朝集所に參集す。——服装は賢

所大前の儀に同じ。

儀鸞・蓬春・承秋・嘉樂・高陽の各門を開く。皇宮警部之を警固す。

大禮使高等官の前導にて諸員殿上の廂又は顯陽・承歡・歡德・明義の各堂に參入して各その本位に

就く。——但し、殿上へ參進する者は蓬春門より入り、東階を昇る。顯陽堂・承歡堂へ參進するものは、

嘉樂門より入り、歡德堂・明義堂へ參進するものは高陽門より入る。

式部官、警蹕を稱ふ。

天皇陛下、御正裝出御なる——前行、劍璽奉仕、御後以下供奉員前諸式に同じ。

皇后陛下、御大禮服にて出御なる——前行その他常の如し。

天皇陛下、御座に著御なるや、侍從劍璽を案上に奉安し、供奉員各その本位に就く。

勅語を賜ふ。

内閣總理大臣奉對し、外國交際官首席者奉對す。

天皇・皇后兩陛下に白酒・黒酒を供す——侍從、女官奉仕す。

諸員に白酒・黒酒を賜ふ。

式部長官、悠紀・主基兩地方獻物の色目を奏す(色目——此の時、内舍人、兩地方の獻物を南榮に排列す)。

天皇・皇后兩陛下に、御膳並に御酒を供す——侍從、女官奉仕す。

諸員に膳並に酒を賜ふ。

かくて、久米舞を奏す。

天皇・皇后兩陛下に御殺物を益供す——侍從、女官奉仕す。

諸員に殺物を益賜す。

かくて、悠紀・主基兩地方の風俗舞を奏す。

大歌、及び五節舞を奏す。

天皇・皇后兩陛下に挿華を供し奉る——侍從並に女官奉仕す。

諸員に挿華を賜ふ。

天皇・皇后兩陛下入御なる——供奉警蹕出御の時の如し。

各退下して第一日の御儀を終る。

當日、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人にして召されざるものには、各、その所在地に於て饗儀を賜ふなり。

六、大饗第二日目の御儀

第二日の御儀は、二條離宮にて行はせ給ふ。

當日、時刻、文武高官・有爵者・優遇者並に夫人及び外國交際官並に夫人二條の離宮朝集所に參集す。

皇太子・皇太子妃・親王・親王妃・内親王・王・王妃・女王各殿下二條離宮に參著せらる。

天皇・皇后兩陛下、二條離宮に行幸啓なる。

大禮使高等官前導の下に、諸員正寢に參進して本位に就く。(正寢—俗に「いふ表座敷」)

天皇陛下御正裝、皇后陛下御大禮服にて出御なる。

式部長官・宮内大臣前行し、侍從長・侍從・侍從武官長・侍從武官・皇后宮大夫・女官御後に候し、皇太子各宮殿下及び大禮使長官供奉す。

天皇・皇后兩陛下御座に著御なる——陪宴すべき供奉員本位に就く。
宴を賜ふ——此の間、奏樂。

天皇・皇后兩陛下入御なる——供奉出御に同じ。
各退下し の儀畢る。

七、大饗夜宴の御儀

矢張、二條離宮に於て行はせ給ふなり。

時刻、文武高等官・有爵者・優遇者並に夫人及び外國交際官並に夫人、二條の離宮内の朝集所に參集す。——服裝、踐祚朝見の儀に同じ。

大禮使高等官前導の下に、諸員正寢に參進、本位に就く。

天皇・皇后兩陛下(天皇陛下は御正裝、皇后陛下は御中禮服)出御なる——供奉、大饗第二日の儀に同じ。

舞樂・萬歲樂・太平樂を奏す。(萬歲樂、太平樂)

宴を賜ふ。——此間奏樂。

天皇・皇后兩陛下入御なる——供奉出御の時の如し。

各退下して儀畢る。

八、大嘗宮古儀

左に群書類從中に收められたる「永和大嘗會記」の一節を抄録すべし。

『お湯はて、帛の御裝束をめさる。廻立殿より悠紀の神殿まで菴道ふたなど、掃部寮、歩ませ給ふに従ひて之を布く。悠紀の大嘗宮の鳥居をいらせ給ひて内へ入給ふ。大臣は帷の屋に候ふ。まづ、悠紀の神膳をまゐる。陪膳の采女より外には神殿の中へ入る人もなし。卜部一人、七節の竹の枝をもちて仕候す。神膳はて、廻立殿にかへらせ給ふ。また、お湯がけあり、その後、主基の神殿へなりて又御膳をそなへ給ふ。さきのごとし。』

二十四日、今日は辰の日なり。節會あり。祭主、さか木を笏にそへて壽詞の奏を讀む。諸卿ひざまづきて手をたゞきなど、いと神々しき事ども也。主上の御かざし、内辨、御帳臺の上へのぼりて御冠にさし奉る。小忌をきたる舞人、樂を奏す。御膳まゐる、常の節會のごとし。

二十五日、巳の日なり。節會昨日の如し。

二十六日、午の日なり。高御座につかせ給ひて豊明の節會なり。けふも乙女舞、きし舞などいふ事あり。ことはて、やがて内裏へ還御なる。雨風のさはりなく、數日の大儀ども無爲におこなはれたることいとありがたし。』

四、神宮其の他へ親謁の御儀

御即位禮及大嘗祭を行はせ給ひし後、天皇・皇后兩陛下には、神宮・神武天皇山陵・前帝四代山陵への親謁の儀を行はせ給ひ、御還幸後、更に賢所御神樂の儀及び皇靈殿・神殿に親謁の儀を行はせ給ふ。左に其の次第の一般を記さん。

一、神宮に親謁の御儀

御儀に先ち、頓宮に入らせ給ふ。

當日、天皇・皇后兩陛下、時刻、頓宮出御、神宮板垣御門外にて御下乗なる。——前行本儀の如く、御前の侍從劍璽を奉じ、御後の侍從御菅蓋を捧持して御綱を張り、御笏宮を奉ず。其の他の供奉本儀に同じ。但し、皇后宮の御菅蓋は式部官之を捧持して御綱を張り、御楡扇宮は女官之を奉ず。外玉垣御門外に於て、天皇・皇后兩陛下、大麻・御鹽を奉る。——神宮禰宜奉仕す。内玉垣御門内に於て、天皇・皇后兩陛下に御手水を供す。——侍從・女官奉仕す。——此の時、祭主・大少宮司、正殿の御扉を開き御幌を褰げ、御供進の幣物を殿内の案上に奉安し、御階の下に候す。天皇陛下、瑞垣御門内に進御なる。——掌典長前行し、御前の侍從、劍璽を奉じ、御後の侍從御菅蓋

を捧持し、御綱を張り、御笏宮を奉ず。侍從長、御後に候す。供奉員中、皇太子・親王・王各殿下は瑞垣御門外に候せられ、その他の諸員は内玉垣御門外に候す。

皇后陛下、瑞垣御門内に進御なる。——掌典前行し、式部官、御菅蓋を捧持し、御綱を張り、女官御楡扇宮を奉じて御後に候す。供奉員中、皇太子妃・親王妃・内親王・王妃・女王各殿下は瑞垣御門外に候せられ、他の諸員は内玉垣御門外に候す。

天皇陛下、正殿の御階を昇御なり、大床の御座に著御なる。——侍從劍璽を奉じて御階の下に候す。皇后陛下、正殿の御階を昇御なり、大床の御座に著御なる。

天皇陛下御拜禮あらせ給ひ、次で、皇后陛下御拜禮あらせ給ふ。次で皇族各宮殿下の御拜禮あり。天皇・皇后兩陛下、頓宮に還御なる。——供奉出御の時の如し。諸員拜禮、各退下して儀畢る。

二、神武天皇山陵並に前帝四代の山陵に親謁の御儀

御儀に先ちて、各陵所の頓宮に入らせ給ふ。前帝四代の山陵は左の如し。

- 光格天皇 後月輪陵
- 仁孝天皇 後月輪陵

孝明天皇

後月輪東陵

明治天皇

伏見桃山陵

當日早旦陵所を裝飾す。時刻、大禮使高等官著床。——服装、京都行幸の儀に於ける賢所著床の時の如し。

神饌・幣物を供する間奏樂あり、次で掌典長、祝詞を奏す。

天皇陛下、頓宮を出御なる——式部長官・宮内大臣前行し、侍從劍璽を奉ず、御後供奉本儀の時の如し。

皇后陛下(御五衣・御小袿・御袴)頓宮を出御なる。——皇后宮大夫前行し、女官御後に候し、皇太子

妃殿下以下供奉せらる。

天皇陛下、御拜禮あらせらる。皇后陛下、御拜禮あらせらる。次で、皇族各宮、同妃殿下御拜禮

あり。

天皇・皇后兩陛下、頓宮に還御なる——供奉出御の時の如し。

諸員拜禮を行ひ、奏樂の中に神饌・幣物を撤し、各退下して儀畢る。

三 皇靈殿神殿に親謁の御儀

神宮・神武天皇御陵・前帝四代の御陵に御親謁あらせられて後、東京に御還幸なり、賢所温明殿に還御なる。御儀、行幸、渡御の儀に同じ。また、賢所御神樂の儀あり、御次第、常の賢所御神樂の式の如く、供奉員は御即位禮後一日賢所御神樂の時に準ず、次で、皇靈殿・神殿に親謁の儀を行はせ給ふ。當日早旦、御殿の裝飾を奉仕す。

時刻、大禮使高等官著床——大禮服、正装、女子は通常服。

御扉開かれ神饌・幣物の供せらる、間、神樂歌を奏す。

掌典長祝詞を奏す。

天皇陛下出御なる——供奉諸員、京都の本儀に同じ。

皇后陛下出御なる——供奉諸員同上。

天皇陛下、内陣の御座に著御なる——侍從劍璽を奉じて簀子に候す。

皇后陛下、内陣の御座に著御なる。

天皇陛下御拜禮あらせらる。皇后陛下御拜禮あらせらる。皇太子殿下を始め各宮同妃殿下の御拜禮あり。

天皇・皇后兩陛下入御なる。

諸員拜禮、畢りて、神饌幣物を撤し、御屏を閉づる間、神樂歌を奏し、各退下して儀畢る。かくて、御即位禮及大嘗祭の御儀を全く畢らせ給ふなり。

第三章 神宮式年御遷宮

一、式年御遷宮の由來

神宮は、古くは御造替の事なく、たゞ朽損に随つて修補し奉りしが、天武天皇十四年九月、初めて神寶二十一種を奉られ、中外院の殿舎四面の重々御門、鳥居等を造り加へさせられ、今より後、二十年毎に一度、新宮を造り奉り、遷宮の式を行ふべしと定め給へり。次で持統天皇四年九月、皇大神宮遷御の式を、同じ六年豊受宮の遷御の式を行ひ給ひしより以來、歴世二十年毎に遷宮の大典をあげさせ給ふこととなれり。然るに、南北朝に至り、二十年にして行ふ能はず、二十八年に、三十二年に、三十六年に遷延し、遂に、皇大神宮は後花園院天皇の寛正三年より百二十餘年間、豊受宮は、同天皇永享六年より百三十年間中絶するに至れり。此の間、愁訴度々に及びしかどその甲斐なく、或は、儲殿に、或は黒木の假殿に神儀を奉遷して雨露を凌がせ給ひしこともありしか。足利の末季に至り、慶光院清順尼、此の事をいたく嘆き、禰宜に謀りて勅許を得、十方勸進の願宣を以て諸國を勸

化し、遂に御造營なりて、正親町院天皇永祿六年九月二十三日、豊受宮遷御の式をあげられたり。次に、織田信長、料三千貫、鳥目一萬六千貫文を奉り、兩宮御造營の事を謀りしが、事ならずして本能寺の變となり、後、豊臣秀吉、その遺志を繼ぎて更に料一萬貫を奉り、御造營成りて、天正十三年十月十三日、皇大神宮遷御、同十五日、豊受宮遷御の御大典を挙げられたり、是より天武の古制に復して毎二十年、恒に式年御遷宮の大典を行はせられ、去る明治四十二年十月二日及び五日を以て第五十七回(東)の正遷宮を拜するを得たり。その前即ち五十六回(西)は、明治二十二年十月二日及五日、更にその前即ち五十五回(東)は、明治二年九月四日及七日にて、即ち明治天皇の御世には、實に史上に例なき御一代三回の正遷宮にあひ奉りたりき。因にいふ、宮地に東西の別あり、代るく西の地より東に、東の地より西に遷しまるる例なり。今は、東の地にあらせ給ふ。而して大正十八年に行はせ給ふべき五十八回の正遷宮には、西の地に遷らせ給ふこととなるなり。

一、御遷宮諸祭並に勅使

御遷宮諸祭は、先づ、山口祭を以て始まる。山口祭といふは、造宮の御用材を伐り出すに當り、山口にて行はる、祭なり。御用材は、もと、兩宮とも近き山にて伐りしを、中世、郡内なる江馬又は阿

會よりするに至り、近世に至りては、信濃の木會より伐ることなれり。されど、山口祭は、なほ、古制によりて、内宮のは、岩井田山の麓、外宮のは、別宮多賀宮の後の山下にて奉仕するなり。

山口祭の儀了りて後、木作始、鎮地祭、立柱祭、御形祭、上棟祭、檐付祭、臺祭、御戸祭、御船代祭、洗清、心御柱奉建、杵築祭等相續いて行はれ、愈落成になりて後鎮祭を行ひ、それより御装束、神寶讀合、河原大祓、御節等ありて、愈遷御となり、翌日、奉幣及古物渡ありて全く御遷宮の式を終らせ給ふなり。

御遷宮諸祭は、古くは前式年より十七年目に山口祭を行ひ、それより四年目に御遷宮あらせらるゝが普通なりしかど、今は前式年より十四年目に山口祭を行ひ、それより八年目に御遷宮の事とはなれり。

御遷宮に當りては、朝廷より特に御使を任じて、事に預らしめ給ふ。其の御使は、往昔は、造宮使、奉遷使、神寶使、覆勘使等なりしが、今は、造神宮使並に勅使を任じ給ふ。

造神宮使は、祭主承り給ひ、下に副使、主事、技師等を用ひ給ふ。また勅使は、宮内省掌典長承るが例となれり。

三、明治四十二年の御儀

明治四十二年十月二日、伊勢神宮第五十七回の正遷宮は執行はれぬ。

當日、午後六時、第一鼓を合圖に、勅使及祭主以下の祭官諸員神苑内齋館に參集す。第二鼓を合圖に、豫て用意されたる祭儀の諸具を辨備す。第三鼓を合圖に、勅使及び祭主以下の祭官、二箇中隊の儀仗兵に警護せられて齋館を出づ。徐行、第二の鳥居外に至りて修祓を受け、更に玉串行事所に進みて太玉串を受け、本宮に向ひて參進す。儀仗兵前後を警衛し、進みて板垣南御門外に至り、石階の東西に別れて整列す。それより、更に、外玉垣御門を経て中重の版に著き、先に受けし太玉串を内玉垣御門下に奉奠し、終りて後一同、内玉垣、蕃垣、瑞垣の諸門を経て内院に參進す。宮殿敷地内は一面に小石敷き詰められ、諸門前の兩側には、皆庭燎を焼く。

諸員、内院に參入するや、正殿に向ひて、右には、西上して、黒袍を着けたる勅使及び掌典(勅使—岩倉掌典長掌)、左には、東上して祭主宮(祭主—久)、黒袍(典—宮)、緑袍の宮内屬、掌典補を從へて肅然として著座し、右には、東上して祭主宮(祭主—久)、黒袍(典—宮)、地殿夫氏、木綿鬘を懸け、大少宮司(少宮司—桑原芳樹氏)、黒袍に明衣、木綿鬘、木綿襷をかけ、禰宜、權禰宜以下は赤袍又は緑袍に明衣、木綿鬘、木綿襷を懸けて凝然として著座す。また、其の左に東面南

上して權禰宜、宮掌幾へとなく、それ〴〵緑袍、黄袍の上に、明衣を懸けて列座し、その間に白丁、雜色參差たり。

一同の座定まるや、勅使、徐に階下の版に進み、御祭文を奏せらる。宮掌、側より松明を捧げて明を採る。此の間、諸員、俯伏し、門外の儀仗兵亦捧銃奏樂して敬意を表す。

勅使、御祭文を奏し終りて座に復するや、大宮司少宮司、階上に昇り、御扉を開く。此の間亦、諸員俯伏し、儀仗兵捧銃奏樂をなす。扉を開き畢りて御鑰を大床に安じて復座すれば、權禰宜二人、昇階して殿内及び大床に點燈し、後、大床の東西に分れて伺候す。

祭主宮・大・少宮司・禰宜昇階して同じく殿内に伺候す。次に、召立所役の權禰宜、(召立所役―權禰宜矢野氏)西面して階下の東方に卓立すれば、その南に、勅使、掌典以下及權禰宜、宮掌等一列に西面して卓立す。此の時、祭主宮は一旦降階して階下の西に東面して卓立せらる。續いて、行障、絹垣及び執物奉仕の權禰宜以下孰れも階下に進みて東西に分候す。

矢野權禰宜、召立文を讀上ぐ。諸員之に應じて手袋して各執物を受け、行障及び絹垣奉仕の權禰宜宮掌は、左右二員づ、順次大床に參昇し、一揖し終りて階下に分候す。後陣順次執物を受けて行障、絹垣を奉仕すれば、瑞垣御門の左側に控へたる宮掌補(此の宮掌補は御)檜扇にて三度冠を叩き、鶏の鼓

翼く音に擬し、「カケコー・カケコー」と鶏鳴の擬聲を唱ふること三聲。此の時、勅使は、恭しく階下に進み出御を奏請すること三度、權禰宜、御幌をかかげ、大宮司・少宮司・禰宜等、「神儀」を奉戴して内院に出て、御階を下り、絹垣の内に入れ奉る。かくて「神儀」彌出御なるや、門下に控へたる樂師、笛・築篳・和琴の道樂を奏す。

行列の順序は、前陣には、左右に宮掌二員先導し、其の後に宮掌補四員燭を乗る。次に、宮掌・宮掌補等御楯二枚、御鉾二竿、御鞆二張、菅御翳二枚、紫御翳二枚、金銅造御太刀二腰、玉繩御太刀二腰、須加利御太刀一腰、御蓋一具を捧持して従ひ、その後、樂師、道樂を奏して従ふ。

次に掌典警蹕を唱へ、勅使先導し奉り、その後、權禰宜行障を捧げ、續きて權禰宜左右十員、純白の絹垣を掲げて徐行す。此の絹垣の中には、大宮司・少宮司・禰宜三人、覆面、手袋を著け、錦綾の肩當を懸け、恭しく「神儀」を奉戴し、更に禰宜三員、東相殿神を、更に、禰宜三員西相殿神を奉戴して徐行せるなり。(神儀―皇大神宮の御神體東相殿神―天)

是に先ち、宮掌は、正殿新舊の御道筋を總て御道敷布にて敷く。「神儀」のみ此の上を通御せらる。なり。「神儀」に次ぎて宮掌八員、御蓋一具を奉戴し、その後、祭主宮供奉し給ふ。後陣には、宮掌、

宮掌補、菅御笠二枚、御弓二張、御鞞二腰、御鉞二竿、御楯二枚を捧持して隨行し、最後に宮掌四員、松明を翳し、宮掌二員之に殿す。此の行列の員數百人以上、微妙なる道樂の中に、徐行して西なる舊殿より東なる新殿に遷御なる。

『神儀』の石階に至らせ給ふや、同所に控へ居たる儀仗兵、此の一行の前後を護衛しつゝ、進行して新宮の石階に至り、參道の左右に整列して捧銃、奏樂の禮を行ふ。

『神儀』著御に先ち、禰宜及び權禰宜各二員、新殿に參進して新宮の御扉を開き、殿内及び大床に點燈して『神儀』を待ち奉る。

『神儀』平らけく、安らけく新殿に入御し給ふや、先づ、祭主宮、昇階して殿内に入り給ひ、召立所役の權禰宜は、階下の東方に卓立して執物の召立文を読み上ぐと同時に、前陣・後陣の神寶を次第に階上の禰宜に薦む。禰宜は、順次之を殿内に奉納す。たゞ、御鉞四竿、御弓四張、御楯四枚のみは、大床御戸脇左右御壁持の上に寄せ奉る。

供奉の諸員各版に著く。祭主宮降階せられ、權禰宜また燈を撤して降階す。大少宮司また扉を閉ちて降階其の版に著く。此の間、諸員俯伏、儀仗兵は捧銃奏樂す。

かくて、勅使以下、階下の版に進み、勅使、御祭文を奏す。諸員俯伏、兵士の捧銃、喇叭の吹奏例

の如し。勅使、御祭文を奏し畢りて復座すれば、大宮司は、勅使の前に進み、遷御式の終れる旨を告げ、御扉の御鑰に封を施して之を宮掌に授け、諸員は奉拜八度、拍手兩端して退出す。儀仗兵は、參道の南に整列して捧銃の禮して御儀全く畢れり。午後十一時三十分。

豐受大神宮の正遷宮は同月五日之を奉仕せり。其儀内宮と殆ど異なる所なし。

遷宮當日は、宮中にては、宮中神嘉殿の南庭に屋を設けられ、午後八時、天皇陛下、出御の上、御遙拜あらせられ、皇后陛下、皇太子殿下、同妃殿下亦御遙拜あらせられたり。

國家の祭祀附録

○歷代天皇御正辰一覽

天皇號	紀元	月	日	山陵	所在地
神武	七六	四月	三日	畝傍山東北	大和國高市郡白樫村大字洞字ミサンザイ
靖寧	一一二	六月	二十二日	桃花鳥田丘上	同上大字四條字田井ノ坪
寧寧	一五一	一月	十一日	畝傍山西南御陰井上	同上大字吉田字西山
德昭	一八四	十月	一日	畝傍山南織沙溪上	同上大字池尻字カシ
懿昭	二六八	八月	三十一日	掖上博多山上	南葛城郡三室村字博多山
孝昭	三七〇	二月	二十三日	玉手丘上	同上掖上村大字玉手字宮山
孝孝	四四六	三月	二十三日	片丘馬坂上	北葛城郡王寺村
孝孝	五〇三	十月	十一日	劔池島上	高市郡白樫村字劔池ノ上
開化	五六三	五月	二十一日	春日率川坂上	奈良市油阪町字山ノ寺

歷代天皇御正辰一覽

顯けん清せい雄ゆう安あん允いん反はん履り仁にん應おう仲ちゆう成せい景けい垂す崇す

宗そう寧ねい略りやく康かう恭きよう正せい中ちゆう德とく神じん哀あい務む行かう仁にん神じん

一四七	一四四	一三九	一一六	一一三	一〇七〇	一〇六五	一〇五九	九七〇	八六〇	八五〇	七九〇	七三〇	六三二
六月三日	二月二十八日	九月九日	九月二十五日	二月九日	二月十三日	四月三十日	二月八日	四月一日	三月八日	七月二十九日	十二月二十三日	七月二十六日	一月七日

傍丘磐坏丘南	河内坂門原	丹比高鷲原	菅原伏見西	惠賀長野北	百舌鳥耳原北	百舌鳥耳原南	百舌鳥耳原中	惠賀藻伏岡	惠賀長野西	狭城盾列池後	山邊道	菅原伏見東	山邊道勾岡上
--------	-------	-------	-------	-------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-----	-------	--------

大和國北葛城郡下田村	同上西浦村字白髮	河内國南河内郡高鷲村	大和國生駒郡伏見村	河内國南河内郡道明寺村	同上向井村字中筋	同上神石村字上石津	和泉國泉北郡船松村	我藻伏岡	同上古市村大字譽田字惠	河内國南河内郡藤井寺村	生駒郡平城村字御陵前	磯城郡柳本村字澁谷	磯城郡柳本村字尼辻	磯城郡柳本村字アンドウ
------------	----------	------------	-----------	-------------	----------	-----------	-----------	------	-------------	-------------	------------	-----------	-----------	-------------

齊さい孝かう皇かう舒じよ推す崇す用よう敏びん欽きん宣せん安あん繼けい武ぶ仁にん

明めい(皇極) 德とく極きよく明めい古こ峻しゆん明めい達たつ明めい化くわ閑かん體たい烈れつ賢けん

一三二	一三四	重祚	一三〇一	一二八八	一二五二	一二四七	一二四五	一一三一	一一九九	一一九九	一一九一	一一六六	一一五八
八月二十七日	十一月二十七日		十一月二十日	四月十八日	十二月十四日	五月二十三日	九月十六日	五月二十六日	三月十七日	一月二十七日	三月十二日	一月九日	九月十日

越智岡上	大坂磯長	押坂内	磯長山田	倉梯岡上	河内磯長原	河内磯長中尾	檜隈阪合	身狭桃花鳥坂上	古市高屋丘	三島藍野	傍丘磐坏丘北	壇生阪本
------	------	-----	------	------	-------	--------	------	---------	-------	------	--------	------

大和國高市郡越智岡村	河内國南河内郡山田村	河内國磯城郡城島村	河内國南河内郡山田村	大和國磯城郡多武峰村	河内國南河内郡磯長村大字奥廣	同上磯長村大字春日字向山	大和國磯城郡多武峰村	河内國南河内郡山田村	大和國高市郡白樺村	河内國南河内郡古市村	攝津國三島郡三島村	大和國北葛城郡志津美村大字今泉	河内國南河内郡藤井寺村
------------	------------	-----------	------------	------------	----------------	--------------	------------	------------	-----------	------------	-----------	-----------------	-------------

歷代天皇御正辰一覽

六	二	後	近	崇	鳥	堀	白	後	後	後	後	三	一
條	條	白	衛	德	羽	河	河	三	冷	朱	一	條	條
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
一八三六	一八二五	一八五二	一八一五	一八二四	一八一六	一七六七	一七八九	一七三三	一七二八	一七〇五	一六九六	一六七七	一六七一
八月三十日	九月十二日	五月三日	八月二十九日	九月二十一日	七月二十七日	八月十六日	七月三十一日	六月二十一日	五月二十八日	二月十三日	五月二十一日	六月十一日	七月三十一日
清	香	法	安	白	安	後	成	圓	圓	圓	善	北	圓
閑	隆	住	壽	樂	樂	圓	善	宗	教	乘	提	融	融
寺	寺	寺	院	院	院	院	院	寺	寺	寺	院	山	北
京都市下京區清閑寺町	葛野郡衣笠村大字小北山	京都市下京區三十三間堂	山城國紀伊郡竹田村	讚岐國綾歌郡松山村	紀伊郡竹田村字内畑	葛野郡花園村字朱山	紀伊郡竹田村字淨菩提院	同上	同上	朱山	葛野郡花園村大字谷口字	京都市上京區吉田町	同上

後	伏	後	龜	後	後	四	御	仲	順	土	後	安	高
伏	見	宇	山	深	嵯	條	堀	御	御	鳥	鳥	倉	倉
院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院	院
一九九六	一八七七	一九八四	一九六五	一九六四	一九三二	一九〇二	一八九四	一八九四	一九〇二	一八九一	一八九九	一八四五	一八四一
五月二十五日	十月十六日	七月二十四日	十月十二日	八月二十五日	三月二十五日	二月十七日	九月七日	六月二十五日	十月十四日	十一月十三日	四月四日	五月二日	二月六日
同	深	蓮	龜	深	嵯	月	觀	九	大	金	大	阿	同
	華	草	草	峨	音							彌	同
	北	寺	山	北	南	輪	寺	條	原	原	原	寺	同
同上	紀伊郡深草村字坊	同嵯峨村字長刀坂	葛野郡嵯峨村字長辻	紀伊郡深草村字坊	葛野郡嵯峨村大字天龍寺	同上	京都市下京區今熊野町	紀伊郡深草村大字福稻上北手	愛宕郡大原村大字勝林院	乙訓郡海印寺村金ヶ原	山城國愛宕郡大原村大字勝林院上北手	下關市阿彌陀寺町	同上

國家の祭祀 附録		後 桃 園	光 仁 孝 明	格 孝 明	院	治
二四三九	十二月六日	後 月	二五〇〇	十二月十二日	同	後 月
二五〇六	二月二十一日	同	二五二七	一月三十日	同	後 月
二五七二	七月三十日	伏 見 桃 山	同	同	同	同
		輪 輪	同	同	同	同
		紀伊郡堀内村字古城山	同	同	同	同
		京都市下京區今熊野町字泉山	同	同	同	同

○皇室登極令

明治四十二年二月十一日
皇室令第一號各大臣副署

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ登極令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
登極令

- 第一條 天皇踐祚ノ時ハ即チ掌典長ヲシテ賢所ニ祭典ヲ行ハシメ且踐祚ノ旨ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム
- 第二條 天皇踐祚ノ後ハ直ニ元號ヲ改ム
- 第三條 元號ハ樞密顧問ニ諮詢シタル後之ヲ勅定ス
- 第四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ秋冬ノ間ニ於テ之ヲ行フ
- 第五條 即位ノ禮ヲ訖リタル後續テ之ヲ行フ
- 第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フトキハ其ノ事務ヲ掌理セシムル爲宮中ニ大禮使ヲ置ク
- 大禮使ノ官制ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日ハ宮内大臣國務各大臣ノ連署ヲ以テ之ヲ公告ス

皇室登極令

第七條 即位ノ禮及大嘗祭ヲ行フ期日定マリタルトキハ之ヲ賢所皇靈殿神殿ニ奉告シ勅使ヲシテ神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ奉幣セシム

第八條 大嘗祭ノ齋田ハ京都以東以南ヲ悠紀ノ地方トシ京都以西以北ヲ主基ノ地方トシ其ノ地方ハ之ヲ勅定ス

第九條 悠紀主基ノ地方ヲ勅定シタルトキハ宮内大臣ハ地方長官ヲシテ齋田ヲ定メ其ノ所有者ニ對シ新穀ヲ供納スルノ手續ヲ爲サシム

第十條 稻實成熟ノ期至リタルトキハ勅使ヲ發遣シ齋田ニ就キ拔穂ノ式ヲ行ハシム

第十一條 即位ノ禮ヲ行フ期日ニ先タチ天皇神器ヲ奉シ皇后ト共ニ京都ノ皇宮ニ移御ス

第十二條 即位ノ禮ヲ行フ當日勅使ヲシテ之ヲ皇靈殿神殿ニ奉告セシム

大嘗祭ヲ行フ當日勅使ヲシテ神宮皇靈殿神殿竝官國幣社ニ奉幣セシム

第十三條 大嘗祭ヲ行フ前一日鎮魂ノ式ヲ行フ

第十四條 即位ノ禮及大嘗祭ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第十五條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ大饗ヲ賜フ

第十六條 即位ノ禮及大嘗祭訖リタルトキハ天皇皇后ト共ニ神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ謁ス

ス

第十七條 即位ノ禮及大嘗祭訖リテ東京ノ宮城ニ還幸シタルトキハ天皇皇后ト共ニ皇靈殿神殿ニ謁ス

第十八條 諒闇中ハ即位ノ禮及大嘗祭ヲ行ハス

附式

第一編 踐祚ノ式

賢所ノ儀 三日間之ヲ行フ但シ第二日 第三日ノ儀ハ御告文ナシ

時刻御殿ヲ裝飾ス

次ニ御扉ヲ開ク

次ニ神饌色目時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下神饌又ハ幣物ニテ供ス付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典 奉仕

次ニ天皇御代拜掌典長奉 御告文ヲ奏ス仕衣冠單

次ニ皇后御代拜掌典奉仕、 衣冠單

次ニ神饌ヲ撤ス

皇室登極令

次ニ御扉ヲ閉ツ

次ニ各退下

皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀

其ノ儀賢所第一日ノ式ノ如シ御給ノ儀ナシ

劔璽渡御ノ儀

時刻賢所第一日ノ式ヲ行フト同時 大勳位國務各大臣樞密院議長元帥便殿ニ班列ス

但シ服裝通常服用關係諸員亦同シ

次ニ出御御通常服用、御椅子ニ著御

式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子又ハ皇太孫、以下之ニ做フ 親王王供奉ス

次ニ劔璽渡御侍從奉仕 國璽御璽之ニ從フ内大臣祕書官捧持

式部次官内大臣前行シ侍從武官扈從ス

次ニ内大臣劔璽ヲ御前ノ案上ニ奉安ス

次ニ内大臣國璽御璽ヲ御前ノ案上ニ安ク

次ニ入御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王供奉ス

次ニ内大臣國璽御璽ヲ奉シ内大臣祕書官捧持 退下

次ニ各退下

(注意)天皇未成年ナルトキハ供奉員中親王ノ上ニ攝政ヲ加ヘ襜褕ニ在ルトキハ女官奉抱シ

攝政奉扶ス以下之ニ做フ

踐祚後朝見ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス召スヘキ者ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ做フ

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服制服ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服關係諸員亦同シ

次ニ式部官前導諸員正殿ニ參進本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御正裝 出御御椅子ニ著御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王

皇室登極令

供奉ス

次ニ皇后御中出御ニ著御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃又ハ皇太孫妃、以下之ニ倣フ 親王妃内親王王妃女王供奉ス

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣御前ニ參進奉對ス

次ニ天皇皇后入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ「攝政御座ノ前面ニ參進東方ニ侍立シ勅語ヲ傳宣

ス」トス

第二編 即位禮及大嘗祭ノ式

賢所ニ期日奉告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服袴ヲ以テ之ニ代フルコトナ得 關係諸員亦同シ

式部職掌典部樂部職員中掌典長、掌典次長、掌典、樂官ハ衣冠單、其ノ他ハ布衣單

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王妃女王綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御東帶黃櫛染御袍、未成年ナルトキハ關腰御袍、空頂御黑幘ヲ供ス侍從奉仕

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御服御五衣、御小ヲ供ス女官ヲ供ス奉仕

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御檜扇ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員皇太子、皇太子妃、親王、親王妃、内親王、王、王妃、女王、宮内大臣、侍從、皇后宮大夫、大禮使、次官、女官服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單、女子ハ袴袴

次ニ大禮使高等官著床

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御扉ヲ開ク

皇室登極令

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從翊聖ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王

大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從翊聖ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌
典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

(注意)天皇襟裾ニ在ルトキハ天皇皇后ニ關スル儀注ヲ除キ御扉ヲ開クノ前ニ「式部官前導

攝政東攝政東及親王親王妃内親王王妃女王參進本位ニ就ク」ノ項ヲ加ヘ掌典長祝詞ヲ奏

スノ次ニ「御鈴ノ儀アリ内掌典
奉仕」及「攝政拜禮御告文ヲ奏ス」ノ二項ヲ加フ

皇靈殿神殿ニ期日報告ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ
儀ナシ

神宮神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵ニ勅使發遣ノ儀

皇室登極令

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服通常禮服關係諸員式部職掌典部職員ヲ除ク亦同シ

次ニ内閣總理大臣著床

次ニ勅使衣冠單、帶劍、著床、笏烏皮履

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ出御御引直衣

式部長官衣冠宮内大臣同上前行シ侍從同上御劍ヲ奉シ侍從長同上侍從同上侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ神宮參向ノ勅使ヲ召ス

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ勅語アリ勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ神武天皇山陵竝前帝四代ノ山陵參向ノ勅使ヲ順次ニ召ス

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕勅使退キテ幣物ノ傍ニ立ツ

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇襟褌ニ在ルトキハ天皇ニ關スル儀注ヲ除キ勅使著床ノ次ニ「攝政衣冠參進本位ニ

就ク」及「攝政幣物ヲ檢ス掌典長侍立」ノ二項ヲ加ヘ勅語ノ項ノ「勅語アリ」ヲ「攝政勅語ヲ

傳宣ス」トス

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

皇室登極令

神武天皇山陵並前帝四代山陵ニ奉幣ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中山陵ニ奉幣ノ式ノ如シ

齋田點定ノ儀

當日何時神殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ式部職樂部職員ハ布衣卑

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ齋田點定ノ儀アリ

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

齋田拔穂ノ儀

當日何時齋場ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官地方高等官著床

但シ服裝神宮其ノ他山陵ニ勅使發遣ノ儀ニ同シ

次ニ拔穂使衣冠隨員布衣ヲ從ヘ齋場ニ參進本位ニ就ク

次ニ神饌幣物ヲ供ス拔穂使隨員奉仕

次ニ拔穂使祝詞ヲ奏ス

次ニ拔穂ノ儀アリ

次ニ幣物神饌ヲ撤ス拔穂使隨員奉仕

次ニ各退下

京都ニ行幸ノ儀

皇室登極令

當日何時賢所御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服正裝正服關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中掌典長、掌典次長、掌典、樂官ハ衣冠單、其ノ他ハ布衣單

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜侍從奉仕、衣冠單、以下天皇御代拜ノ項ニ於テ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ皇后御代拜女官奉仕、袴袴、以下皇后御代拜ノ項ニ於テ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御車ヲ御殿ノ南階ニ葦ス

次ニ賢所御車ニ乘御掌典奉仕

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人停車場ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ通常服關係諸員亦同シ鹵簿ニ奉仕スル掌典、帶劍、

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王王妃女王停車場ニ參著ス

次ニ賢所御車宮城出御

天皇皇后宮城出御

鹵簿ハ第一公式ヲ用キ供奉諸員中ニ大禮使高等官掌典長掌典ヲ加フ

次ニ停車場ニ著御

此ノ時諸員奉迎

次ニ御發軔

此ノ時諸員奉送

次ニ京都ニ著御

此ノ時在京都親王親王妃内親王王王妃女王文武高官有爵者優遇者並夫人服裝奉送諸員ニ同シ停車場ニ奉迎ス

次ニ停車場出御

皇室登極令

鹵簿宮城出御ノ時ノ如シ

次ニ皇宮ニ著御

賢所春興殿ニ渡御ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ賢所殿内ニ渡御掌典奉仕

次ニ神饌ヲ供ス

次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜

次ニ皇后御代拜

次ニ神饌ヲ撤ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

次ニ各退下

即位禮當日皇靈殿神殿ニ奉告ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服白下衣袴正裝正服關係諸員亦同シ式部職掌典部職員中掌典次長、掌典、樂官ハ衣冠單、其ノ他ハ布衣單

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典次長祝詞ヲ奏ス

次ニ勅使侍從奉仕、東帶拜禮御祭文ヲ奏ス

次ニ皇后宮使女官奉仕、五衣唐衣、裳拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

皇室登極令

次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

即位禮當日賢所大前ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ簾、幌並壁代ヲ更メ内陣ノ中央ニ天皇ノ御座短ヲ設ケ側ニ劍置ノ案ヲ安ク其ノ東方ニ皇后ノ御座短ヲ設ク

時刻建禮門及建春門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人及外國交際官並夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝男子ハ大禮服自下正裝正服服制ナキ者ハ通常禮服女子ハ大禮服關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中學

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王王妃女王宜陽殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后宜陽殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御束帶御袍、未成年ヲ供ス侍從ナルトキハ空頂御黑頓供ス侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御服御五衣、御ヲ供ス女官

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ皇后ニ御楡扇ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員皇太子、皇太子妃、親王妃、内親王、王、王妃、女王、宮内大臣、内大臣、侍從、皇后、宮大夫、大禮使、次官、式部次官、女官、服裝ヲ易フ男子ハ束帶(纁ハ五衣、唐衣、裳)

次ニ儀仗兵建禮門外竝建春門外ニ整列ス

次ニ大禮使高等官左右各三人南門外掖ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠卷纏、標袍(關腋纁著)、錦襦襦、錦腰、平緒ヲ平胡籥、箭ヲ弓、絲鞋

次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六人ヲ率キ司鉦司鼓ノ本位ニ就ク

但シ服裝高等官ハ束帶、冠垂纏、緋袍(緋腋)、單、下平緒ヲ、判任官ハ束帶、冠細纏、標袍(關腋纁著)、單、白布袴、白布帶、白布腰巾

劍、平緒ヲ絲鞋

次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物太刀八口兩面(錦囊ニ納ル)、弓八張(赤色纁囊ニ納ル)、壺胡籥八具(紫色纁囊ニ納ル)、神八竿、楯八枚ヲ捧持シ參進本位ニ就ク

皇室登極令

但シ服装束帶、冠垂櫻、袍(縫腋)、單、下劔、平緒ヲ釋太刀持持者ハ黑袍、弓及胡籥持者ハ緋袍、棹及楯持持者ハ纒袍

次ニ大禮使高等官左右各十人參進威儀ノ本位ニ就ク

但シ服装束帶、冠垂櫻、袍(縫腋)、單、下劔、平緒ヲ釋太刀持持者ハ黑袍、弓及胡籥持者ハ緋袍、棹及楯持持者ハ纒袍、高錦襪、單、大口、表袴、白布帶劔、平緒ヲ、胡籥、箭ヲ弓、釋前列者ハ黑袍、平胡籥、次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三諸員列立

次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員參進本位ニ就ク

次ニ御屏ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌折敷高杯六基、幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内閣總理大臣内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后出御

式部次官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王妃妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

皇太子皇太子妃親王妃内親王妃妃女王南廂ニ侍立シ内閣總理大臣宮内大臣侍從長式部長官侍從皇后宮大夫式部次官女官其ノ後ニ侍立ス侍從武官長侍從武官便宜ノ所ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス御鈴内掌典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王妃妃女王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ

皇室登極令

次ニ大禮使高等官二十人承明門、日華門、月華門、以上左右長樂門、永安門以上左右及左掖門、右掖門以上
各一人ノ外掖壇下ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

次ニ大禮使高等官左右各一人同判任官左右各六人ヲ率キ日華門及月華門ヨリ參入シ司鉦司鼓ノ本位ニ
就ク

次ニ大禮使高等官左右各二十人威儀物ヲ捧持シ日華門及月華門ヨリ參入シ中錦旛ノ前面ニ參進本位ニ
就ク

次ニ大禮使高等官左右各十人日華門及月華門ヨリ參入シ南庭櫻橘ノ前面ニ參進威儀ノ本位ニ就ク
次ニ鉦及鼓ヲ擊ツ各三諸員列立

次ニ大禮使高等官前導門外列立ノ諸員殿上ノ東廂又ハ軒廊ニ參進東廂參進者ハ日華門ヨリ入り軒廊
參進者ハ承明門東西兩廂ヨリ入ル各其ノ本
位ニ就ク

次ニ式部長官式部次官殿上ノ南廂ニ參進本位ニ就ク式部官東帶之ニ從フ

次ニ大禮使長官大禮使次官殿上ノ南廂ニ參進式部長官式部次官ノ上班ニ就ク

次ニ内閣總理大臣宮内大臣殿上ノ南廂ニ參進大禮使長官大禮使次官ノ上班ニ就ク

次ニ皇太子親王王高御座前面ノ壇下ニ參進本位ニ就ク

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御服賢所ニ期日奉告ノ儀ニ同シ、以下天皇ノ御
服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ高御座北階ヨリ昇御侍從劍聖ヲ御帳中ノ案上ニ奉安シ御
笏ヲ供ス

笏ヲ供ス

内大臣高御座ニ昇リ御帳外東北隅ニ候シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官高御座後面ノ壇下ニ侍立
ス

次ニ皇后御服即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ、以下皇后ノ
御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ御帳臺北階ヨリ昇御女官御楯扇ヲ供ス

皇太子妃親王妃内親王妃女王御帳臺前面壇下ニ參進本位ニ就キ皇后宮大夫女官御帳臺ノ後面ノ

壇下ニ侍立ス

次ニ侍從二人分進高御座ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ褰ク訖テ座ニ復ス

次ニ女官二人分進御帳臺ノ東西兩階ヨリ壇上ニ昇リ御帳ヲ褰ク訖テ座ニ復ス

次ニ天皇御笏ヲ端シ立御

次ニ皇后御楯扇ヲ執リ立御

次ニ諸員最敬禮

次ニ内閣總理大臣西階ヲ降り南庭ニ北面シテ立ッ

次ニ皇后出御

式部次官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮御鈴内掌
典奉仕

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ御神樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

大嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中新嘗祭前一日鎮魂ノ式ノ如シ

但シ大禮使高等官著床ス其ノ服装ハ總テ齋田點定ノ儀ニ同シ

神宮皇靈殿神饌竝官國幣社ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀神宮神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ勅使發遣ノ式ニ準ス

但シ地方長官ニ勅使ヲ命セラレタル場合ニハ大禮使長官祭文竝幣物ヲ奉受シ各地方廳ニ送致ス

大嘗祭當日神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

大嘗祭當日皇靈殿神饌ニ奉幣ノ儀

其ノ儀即位禮當日皇靈殿神饌ニ奉告ノ式ニ準ス

大嘗祭當日賢所大御饌供進ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

皇室登極令

時刻皇宮警部御殿ノ南門ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服白下正裝正服關係諸員亦同シ式部職掌典部樂部職員中掌典長、掌典次長、掌典、東帶、樂官其ノ他ハ衣冠單

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ御鈴ノ儀アリ内掌典奉仕

次ニ天皇御代拜侍從奉仕、東帶

次ニ皇后御代拜女官奉仕、五衣、唐衣、裳

次ニ諸員拜禮

次ニ饌神ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

大嘗宮ノ儀

當日早旦大嘗宮ヲ裝飾ス

時刻外門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ文武高官有爵者優遇者竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ女子ハ桂袴ヲ以テ大禮服ニ代フ

次ニ皇太子皇太子妃親王妃內親王王妃女王頓宮ニ參著ス

次ニ天皇皇后頓宮ニ著御

時刻儀仗兵正門外ニ整列ス

次ニ大禮使高等官二十人南北兩面神門左右各三人東西兩面神門左右各二人外掖ニ參進衛門ノ本位ニ就ク

但シ服裝束帶、冠卷細纒、標袍(圓腋纒著)、單、平緒ヲ平胡錄、箭ヲ弓、淺香、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク

次ニ大禮使高等官左右各六人南面ノ神門内掖ニ參進威儀ノ本位ニ就ク

皇室登極令

但シ服裝束帶、冠卷細纒、袍(縫腋)、單下劔、平緒テ、胡籙、箭ヲ、弓、淺香、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著クハ前列者

後列者
ハ緋袍

次ニ悠紀主基南殿ノ神座ヲ奉安ス掌典長、掌典次長、掌典及掌典補ヲ率キ之ヲ奉仕ス、東帶(纒著、勅任官及四位以上ノ者ニ在リテハ緋袍、其ノ他ノ者ニ在リテハ纒袍)小忌衣ヲ加

ヘ日蔭蔓ヲ著ク樂官亦同シ

次ニ繪服並危服案上ニヲ各殿ノ神座ニ安ク奉仕掌典長

次ニ各殿ニ齋火ノ燈燎ヲ點ス掌典掌補ヲ率キ之ヲ奉仕ス

此ノ時庭燎ヲ燒ク火炬手服裝冠細纒、桃花染布彩、白布單、白布袴、白布帶、蓋腰巾、麻鞋

悠紀殿供饌ノ儀

時刻天皇迴立ニ渡御

次ニ小忌御湯ヲ供ス侍從

次ニ御祭服御幟(未成年ナルトキハ之ヲ供セス)、御齋衣、ヲ供ス同

次ニ御手水ヲ供ス上

次ニ御笏ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員皇太子、親王、王、宮内大臣、内大臣、侍從、式部官、服裝ヲ易フ東帶(纒著)、帶劔、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク

次ニ皇后迴立殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス女官

次ニ御手水ヲ供ス上

次ニ御槍扇ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員皇太子妃、親王妃、内親王、王妃、女王、皇后宮、服裝ヲ易フ男子ハ東帶(纒著)、帶劔、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク女子ハ五衣、唐衣、小忌衣ヲ加ヘ日蔭蔓ヲ著ク

著ク

次ニ大禮使高等官前導朝集所ニ參集ノ諸員南面ノ神門外ノ幄舎ニ參進本位ニ就ク

次ニ膳屋ニ稻舂歌ヲ發シ樂官神饌ヲ調理ス掌典掌補ヲ率キ之ヲ奉仕ス

次ニ本殿南庭ノ帳殿ニ庭積ノ机代物ヲ安ク掌典掌補ヲ率キ之ヲ奉仕ス

次ニ掌典長本殿ニ參進祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇本殿迴立殿ヨリ悠紀殿ニ至ル迴廊下ノ御路ニ布單ヲ鋪キ其ノ上ニ樂薦ヲ鋪クニ進御

式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル御前侍從劔璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張ル侍從

長侍侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王國務各大臣樞密院議長内大臣大禮使長官供奉

ス

此ノ時掌典長本殿南階ノ下ニ候シ式部官左右各一人脂燭ヲ秉リ南階ノ下ニ立ツ

次ニ侍從劔璽ヲ奉シ南階ヲ昇リ外陣ノ幌内ニ參進劔璽ヲ案上ニ奉安シ西面ノ幌外ニ退下簀子ニ候ス

次ニ天皇外陣ノ御座ニ著御侍從長掌典長南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

此ノ時皇太子親王王國務各大臣以下供奉諸員本殿南庭小忌ノ帷舎ニ著床ス

次ニ皇后本殿南庭ノ帳殿ニ進御

式部次官皇后宮大夫前行シ式部官左右各一人脂燭ヲ秉ル女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次

官供奉ス

次ニ皇后帳殿ノ御座ニ著御女官殿外ニ候ス

此ノ時皇太子妃親王妃内親王王妃女王其ノ他供奉諸員殿外小忌ノ帷舎ニ著床ス

次ニ大禮使高等官束帶(織著)、帶劍、小忌、衣ヲ加ヘ日隆變ヲ著ク樂官ヲ率キ本殿南庭ノ本位ニ就ク

次ニ悠紀ノ地方長官服裝大禮使高等官ニ同シ樂官ヲ率キ大禮使高等官ノ東方ノ本位ニ就ク

次ニ國柄ノ古風ヲ奏ス

次ニ悠紀地方ノ風俗歌ヲ奏ス

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王王妃女王拜禮

次ニ諸員拜禮

次ニ皇后迴立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子親王王本殿ニ參進南階ヲ昇リ簀子ニ候ス

次ニ本殿南庭ノ迴廊ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補左右各一人脂燭ヲ秉リ掌典一人削木ヲ執ル同一人海老鱈鹽槽ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪膳女官五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日隆絲並心葉ヲ著ク一人御刀子宮ヲ執リ後取女官服裝同上一人御巾子宮ヲ執ル女官白色帛畫、紅切袴、青摺袴、日隆絲並心葉ヲ著ク以下皆同シ一人神食薦ヲ執リ同一人御食薦ヲ執ル同一人御箸宮ヲ執リ同一人御枚手宮ヲ執ル同一人御飯宮ヲ執リ同一人鮮物宮ヲ執ル同一人干物宮ヲ執リ同一人御菓子宮ヲ執ル掌典一人鮑汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル掌典補二人空蓋ヲ執リ同一人御羹八足机ヲ昇ク同一人御酒八足机ヲ昇キ同一人御粥八足机ヲ昇キ同一人御直會八足机ヲ昇ク

次ニ削木ヲ執レル掌典本殿南階ノ下ニ立テ警蹕ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

皇室登極令

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御皇太子親王王侍從長帶劔ヲ解ク掌典長外陣ノ幌内ニ參入奉侍フ

次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ神饌膳舎ニ退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ迴立殿ニ還御

供奉進御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)天皇襪襟ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ掌典長之ヲ供進シ供奉スヘキ諸員ハ直ニ小忌

幄舎ニ著床ス

主基殿供饌ノ儀

其ノ儀悠紀殿供饌ノ式ノ如シ

即位禮及大嘗祭後大饗第一日ノ儀

當日早旦豐樂殿ヲ裝飾ス

其ノ儀本殿ノ北廂ニ錦軟障千年松山ノ圖ヲ設ケ東北隅ニ悠紀地方風俗歌ノ屏風、西北隅ニ主基地方風俗歌ノ屏風ヲ立ツ母屋ノ四面ニ壁代ヲ作り之ヲ塞ケ其ノ中央ニ天皇ノ御座平鋪御座東方ニ皇后ノ御座平鋪御座ヲ設ケ各御椅子竝御臺盤ヲ立ツ南東西三廂ノ周圍ニ青簾ヲ懸ケテ之ヲ塞ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第一座ヲ設ケ床子竝臺盤ヲ立ツ顯陽、承歡、觀德、明義各堂ノ後面ニ綵綾軟障ヲ設ケ前面ニ青簾ヲ懸ケ之ヲ塞ケ其ノ内ニ諸員陪宴ノ第二座ヲ分設シ床子竝臺盤ヲ立ツ南庭ノ中央ニ舞臺ヲ構ヘ其ノ東南隅ニ樂官ノ幄ヲ設ク

時刻文武高官有爵者優遇者竝夫人及外國交際官竝夫人朝集所ニ參集ス

但シ服裝即位禮當日賢所大前ノ儀ニ同シ各地ニ於テ饗饌ヲ賜フヘキ者亦同シ

次ニ儀鸞、逢春、承秋、嘉樂、高陽ノ各門ヲ開ク皇宮警部之ヲ警固ス

次ニ大禮使高等官前導諸員殿上ノ廂又ハ顯陽、承歡、觀德、明義ノ各堂廂及各堂ニ參進スル者ノ區別ハ時ニ臨ミ之ヲ定ムニ參進殿上參進者ハ

皇室登極令

逢春門ヨリ入り東階ヲ昇ル顯陽堂承歡堂參進者ハ嘉各其ノ本位ニ就ク
樂門ヨリ入り觀德堂明義堂參進者ハ高陽門ヨリ入ル

次ニ式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ天皇御正出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王王

内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御大出御

式部次官皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御座ニ著御侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇后御座ニ著御

次ニ供奉員各本位ニ就ク

次ニ勅語アリ

次ニ内閣總理大臣奉對ス

次ニ外國交際官首席者奉對ス

次ニ天皇皇后ニ白酒黒酒ヲ供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ白酒黒酒ヲ賜フ

次ニ式部長官悠紀主基兩地方獻物ノ色目ヲ奏ス

此ノ時兩地方ノ獻物ヲ南榮ニ排列ス内舍人奉仕

次ニ天皇皇后ニ御膳並御酒ヲ供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ膳並酒ヲ賜フ

次ニ久米舞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后ニ御殺物ヲ益供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ殺物ヲ益賜フ

次ニ悠紀主基兩地方ノ風俗舞ヲ奏ス

次ニ大歌及五節舞ヲ奏ス

次ニ天皇皇后ニ插華ヲ供ス侍從並女官奉仕

次ニ諸員ニ插華ヲ賜フ

次ニ天皇皇后入御

供奉警蹕出御ノ時ノ如シ

皇室登極令

次ニ各退下

當日文武官有爵者優遇者並夫人ニシテ召サレサル者ニハ各其ノ所在地ニ於テ饗饌ヲ賜フ但シ饗饌ヲ賜フヘキ者ノ範圍及其ノ場所ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム

(注意)天皇未成年ナルトキハ勅語ノ項ヲ「攝政御座ノ前面ニ參進シ東方ニ侍立シ勅語ヲ傳

宣ス」トス

即位禮及大嘗祭後大饗第二日ノ儀

當日何時文武高官有爵者優遇者並夫人及外國交際官並夫人二條離宮内ノ朝集所ニ參集ス

但シ服裝大饗第一日ノ儀ニ同シ

次ニ皇太子皇太子妃親王親王妃内親王王王妃女王二條離宮ニ參著ス

次ニ天皇皇后二條離宮ニ行幸啓

次ニ大禮使高等官前導諸員正寢ニ參進本位ニ就ク

次ニ天皇^{御正}皇后^{御大}禮服^{出御}

式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇太子

妃親王親王妃内親王王王妃女王大禮使長官供奉ス

次ニ天皇皇后御座ニ著御

次ニ陪宴スヘキ供奉員本位ニ就ク

次ニ賜宴

此ノ間奏樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後大饗夜宴ノ儀

時刻文武高官有爵者優遇者並夫人及外國交際官並夫人二條離宮内ノ朝集所ニ參集ス

但シ服裝踐祚後朝見ノ儀ニ同シ

次ニ大禮使高等官前導諸員正寢ニ參進本位ニ就ク

次ニ天皇^{御正}皇后^{御中}禮服^{出御}

式部長官宮内大臣前行シ侍從長侍從武官長侍從武官皇后宮大夫女官御後ニ候シ皇太子皇太子

妃親王親王妃内親王王王妃女王大禮使長官供奉ス

皇室登極令

次ニ舞樂萬歳樂太ヲ奏ス
平樂二曲

次ニ賜宴

此ノ間奏樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

即位禮及大嘗祭後神宮ニ親謁ノ儀

當日何時頓宮出御

次ニ天皇板垣御門外ニ於テ御下乘

式部長官宮内大臣前行シ御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ御笏宮ヲ奉ス侍

從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王内大臣大禮使長官供奉ス衣冠單、但シ侍從武官
長侍從武官ハ正服

以下天皇供奉員ノ服裝ニ付キ別ニ分
注テ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ皇后板垣御門外ニ於テ御下乘

皇后宮大夫前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ女官御檜扇宮ヲ奉シ御後ニ候ス皇太子妃親王

妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス男子ハ衣冠單、女子ハ袴袴、以下皇后供奉員ノ服裝
ニ付キ別ニ分注テ施ササルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ外玉垣御門外ニ於テ天皇皇后ニ大麻御鹽ヲ奉ル神宮禰
宜奉仕

次ニ内玉垣御門内ニ於テ天皇皇后ニ御手水ヲ供ス侍從並女
官奉仕

此ノ時祭主大少宮司正殿ノ御扉ヲ開キ御幌ヲ褰ケ御供進ノ幣物ヲ殿内ノ案上ニ奉安シ御階ノ下ニ
候ス

次ニ天皇瑞垣御門内ニ進御

掌典長衣冠
單前行シ御前侍從劍璽ヲ奉シ御後侍從御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ御笏宮ヲ奉ス侍從長御

後ニ候ス供奉員中皇太子親王王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス

次ニ皇后瑞垣御門内ニ進御

掌典服裝掌典
長ニ同シ前行シ式部官御菅蓋ヲ捧持シ御綱ヲ張リ女官御檜扇宮ヲ奉シ御後ニ候ス供奉員中皇太

子妃親王妃内親王王妃女王ハ瑞垣御門外ニ候シ其ノ他ノ諸員ハ内玉垣御門外ニ候ス

次ニ天皇正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御侍從劍璽ヲ奉シ御階ノ下ニ候ス

次ニ皇后正殿ノ御階ヲ昇御大床ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮

皇室登極令

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后頓宮ニ還御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ各退下

(注意)天皇襦袢ニ在ルトキハ正殿御階ノ下マテ女官奉抱シ大床ノ御座ニ著御ノ時ハ皇太后

皇太后ナキトキハ内親王又ハ親王妃奉抱御拜禮皇太后ノ御服ハ皇后ニ同シ以下ノ二儀之ニ倣フ

即位禮及大嘗祭後神武天皇山陵竝前帝四代山陵ニ親謁ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服装京都ニ行幸ノ儀ニ於ケル賢所著床ノ時ノ如シ

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇頓宮出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王

内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御五衣、御袴、小袴、御袴頓宮出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后頓宮ニ還御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

皇室登極令

次ニ各退下

東京ニ還幸ノ儀

其ノ儀京都ニ行幸ノ式ニ準ス

賢所温明殿ニ還御ノ儀

其ノ儀賢所春興殿ニ渡御ノ式ノ如シ

東京還幸後賢所御神樂ノ儀

其ノ儀皇室祭祀令附式中賢所御神樂ノ式ノ如シ

但シ皇太子皇太子妃ニ關スル儀注ヲ除キ式部職掌典部樂部職員ノ服裝大禮使高等官ノ著床及天皇

皇后ノ供奉員ハ即位禮後一日賢所御神樂ノ式ニ依ル

還幸後皇靈殿神殿ニ親謁ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻大禮使高等官著床

但シ服裝大禮服正裝正服關係諸員式部職掌典部職員ヲ除ク中男子亦同シ女子ハ通常服樂部職員ハ布衣單

次ニ御屏ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ皇太子親王

内大臣大禮使長官供奉ス

次ニ皇后御服賢所ニ期日
奉告ノ儀ニ同シ出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ皇太子妃親王妃内親王王妃女王大禮使次官供奉ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從御劔ヲ奉シ簀子ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御

次ニ天皇御拜禮

次ニ皇后御拜禮

次ニ皇太子皇太子妃親王妃内親王王妃女王拜禮

皇室登極令

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御屏ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

○皇室祭祀令

明治四十一年九月十八日
皇室令第一號宮内大臣副署

朕皇室祭祀令ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

皇室祭祀令

第一章 總則

第一條 皇室ノ祭祀ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本令ノ定ムル所ニ依ル

第二條 祭祀ハ大祭及小祭トス

第三條 祭祀ハ附式ノ定ムル所ニ依リ之ヲ行フ

第四條 天皇喪ニ在ル間ハ祭祀ニ御神樂及東游ヲ行ハス

第五條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ特ニ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第六條 祭祀ニ奉仕スル者ハ大祭ニハ其ノ當日及前二日小祭ニハ其ノ當日齋戒スヘシ

第七條 陵墓祭及官國幣社奉幣ニ關スル規程ハ本令又ハ他ノ皇室令ニ別段ノ定アルモノヲ除クノ外宮

内大臣勅裁ヲ經テ之ヲ定ム

第二章 大祭

第八條 大祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キテ親ラ祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ祭典ハ皇族又ハ掌典長ヲシテ之ヲ行ハシム

第九條 大祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

元始祭

一月三日

紀元節祭

二月十一日

皇室祭祀令

- 春季皇靈祭 春分日
- 春季神殿祭 春分日
- 神武天皇祭 四月三日
- 秋季皇靈祭 秋分日
- 秋季神殿祭 秋分日
- 神嘗祭 十月十七日
- 新嘗祭 十一月二十三日ヨリ二十四日ニ互ル
毎年崩御日ニ相當スル日
- 先帝祭 崩御日ニ相當スル日
- 先帝以前三代ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
- 先后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
- 皇妣タル皇后ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日
- 第十條 式年ハ崩御ノ日ヨリ三年五年十年二十年三十年四十年五十年百年及爾後每百年トス
神武天皇祭及先帝祭前項ノ式年ニ當ルトキハ式年祭ヲ行フ
- 第十一條 元始祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

- 第十二條 紀元節祭春季皇靈祭神武天皇祭秋季皇靈祭先帝祭先帝以前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ先帝祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ
神武天皇祭先帝祭先帝以前三代ノ式年祭先后ノ式年祭及皇妣タル皇后ノ式年祭ノ當日ニハ其ノ山陵ニ奉幣セシム
- 第十三條 春季神殿祭及秋季神殿祭ハ神殿ニ於テ之ヲ行フ
- 第十四條 神嘗祭ハ神宮ニ於ケル祭典ノ外仍賢所ニ於テ之ヲ行フ
神嘗祭ノ當日ニハ天皇神宮ヲ遙拜シ且之ニ奉幣セシム
- 第十五條 新嘗祭ハ神嘉殿ニ於テ之ヲ行フ
新嘗祭ノ當日ニハ賢所皇靈殿神殿ニ神饌ヲ奉ラシメ且神宮及官國幣社ニ奉幣セシム
- 第十六條 新嘗祭ヲ行フ前一日綾綺殿ニ於テ鎮魂ノ式ヲ行フ但シ天皇喪ニ在ルトキハ之ヲ行ハス
- 第十七條 新嘗祭ハ大嘗祭ヲ行フ年ニハ之ヲ行ハス
- 第十八條 神武天皇及先帝ノ式年祭ハ陵所及皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ皇靈殿ニ於ケル祭典ハ掌典長之ヲ行フ
- 第十九條 左ノ場合ニ於テハ大祭ニ準シ祭典ヲ行フ

- 一 皇室又ハ國家ノ大事ヲ神宮賢所皇靈殿神武天皇山陵先帝山陵ニ親告スルトキ
 - 二 神宮ノ造營ニ因リ神宮ニ奉遷スルトキ
 - 三 賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ本殿又ハ假殿ニ奉遷スルトキ
 - 四 天皇太皇太后皇太后ノ靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷スルトキ
- 前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定シ宮内大臣之ヲ公告ス

第三章 小祭

第二十條 小祭ニハ天皇皇族及官僚ヲ率キテ親ラ拜禮シ掌典長祭典ヲ行フ

天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ前項ノ拜禮ハ皇族又ハ侍從ヲシテ之ヲ行ハシム

第二十一條 小祭及其ノ期日ハ左ノ如シ

歲旦祭

一月一日

祈年祭

二月十七日

賢所御神樂

十二月中旬

天長節祭

每年天皇ノ誕生日ニ相當スル日

先帝以前三代ノ例祭

每年崩御日ニ相當スル日

先后ノ例祭

每年崩御日ニ相當スル日

皇妣タル皇后ノ例祭

每年崩御日ニ相當スル日

緩靖天皇以下先帝以前四代ニ至ル 歷代天皇ノ式年祭 崩御日ニ相當スル日

第二十二條 前條ノ例祭ハ式年ニ當ルトキハ之ヲ行ハス

第二十三條 歲旦祭祈年祭及天長節祭ハ賢所皇靈殿神殿ニ於テ之ヲ行フ

歲旦祭ノ當日ニハ之ニ先タテ四方拜ノ式ヲ行ヒ祈年祭ノ當日ニハ神宮及官國幣社ニ奉幣セシム

但シ天皇喪ニ在リ其ノ他事故アルトキハ四方拜ノ式ヲ行ハス

第二十四條 賢所御神樂ハ賢所ニ於テ之ヲ行フ

第二十五條 例祭及式年祭ハ皇靈殿ニ於テ之ヲ行フ但シ例祭ハ一周年祭ヲ訖リタル次年ヨリ之ヲ行フ

第十條第一項ノ規定ハ前項ノ式年ニ之ヲ準用ス

第二十六條 皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王親王妃内親王王妃女王ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷ス

トキハ小祭ニ準シ祭典ヲ行フ此ノ場合ニ於テハ特旨ニ由ルノ外拜禮ヲ行ハス

前項ノ規定ニ依リ祭典ヲ行フ期日ハ之ヲ勅定ス

附式

皇室祭祀令

第一編 大祭式時ニ臨ミ儀注ヲ節略シテ之ヲ行フ コトアルヘシ、第二編之ニ倣フ

賢所ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス 召スヘキ者ハ時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フ

但シ服裝男子ハ大禮服正裝正服用制ナキ者ハ通常禮服女子ハ中禮服 註務ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得 關係諸員式部職掌 典部樂部

職員ヲ亦同シ 以下參集參入及著床ノ項ニ於テ服裝ニ付キ 除ク 別ニ但書ヲ置カサルモノハ皆本儀ニ同シ

次ニ親王親王妃內親王王妃女王綾綺殿ニ參入ス

次ニ皇太子皇太子妃又ハ皇太孫皇太孫 妃以下之ニ倣フ綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇皇后綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御服御東帶黃纁染御袍、未成年ナルトキハ闕腋御袍、空頂御黑幘、以下天皇ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス侍從

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御服御五衣、御小袴、御長袴、以下皇后ノ御服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス女官

次ニ皇后ニ御手水ヲ供ス上

次ニ皇后ニ御檜扇ヲ供ス上

次ニ皇太子ニ儀服東帶黃丹袍、未成年ナルトキハ闕腋袍、空頂黑幘以下皇太子ノ儀服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス東宮侍

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス上

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上

次ニ皇太子妃ニ儀服五衣、小袴、長袴、以下皇太子妃ノ儀服ニ付キ別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆本儀ニ同シヲ供ス女官

次ニ皇太子妃ニ手水ヲ供ス上

次ニ皇太子妃ニ檜扇ヲ供ス上

此ノ間供奉諸員宮内大臣、侍從長、式部長官、侍從、皇后宮大夫、女官、服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單、東宮大夫、宮侍從長、東宮侍從、東宮主事、女官 服裝ヲ易フ男子ハ衣冠單、女子ハ袴袴

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物色目時ニ臨ミ之ヲ定ム、以下別ニ分注ヲ施ササルモノハ皆之ニ倣フヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

皇室祭祀令

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王妃供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王妃女王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從壺切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ皇太子妃參進

東宮主事前行シ女官後ニ候ス

次ニ天皇内陣ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇后内陣ノ御座ニ著御女官外陣ニ候ス

次ニ皇太子内陣ノ座ニ著ク東宮侍從壺切御劔ヲ奉シ外陣ニ候ス

次ニ皇太子妃内陣ノ座ニ著ク女官外陣ニ候ス

次ニ天皇御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ皇后御拜禮

御鈴内掌
典奉仕

次ニ皇太子皇太子妃拜禮

次ニ親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子皇太子妃退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神僕ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

(注意)天皇襜褕ニ在ルトキハ女官之ヲ奉抱ス以下之ニ倣フ太皇太后皇太后在ルトキハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御服ハ皇后ニ同シ皇靈殿神殿ノ儀之ニ倣フ

皇靈殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

但シ皇靈祭及式年祭ニハ天皇皇后入御ノ前ニ於テ東游ヲ行ヒ紀元節祭及先帝祭ニハ當夕賢所御神樂ノ式ニ準シ御神樂ヲ行フ又神武天皇式年祭ニハ天皇御名代衣冠ノ拜禮ヲ皇后御拜禮ノ前ニ加ヘ太皇太后皇太后在ルトキハ其ノ御拜禮ヲ皇后御拜禮ノ次ニ加フ先帝式年祭ニハ天皇御名代及皇后御名代袴ノ拜禮ヲ皇太子拜禮ノ前ニ加ヘ太皇太后皇太后在ルトキハ太皇太后御拜禮及皇太后御名代袴拜禮ヲ皇后御名代拜禮ノ次ニ加フ

神殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

新嘗祭神嘉殿ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者朝集所ニ參集ス

次ニ神座ヲ奉安シ齋火ノ燈燎ヲ點ス

此ノ時庭燎ヲ燒ク

次ニ親王王綾綺殿ニ參入ス

次ニ皇太子綾綺殿ニ參入ス

次ニ天皇綾綺殿ニ渡御

次ニ天皇ニ御祭服御幘、未成年ナルトキハ之ヲ供セス、御齋衣、御下ヲ供ス侍從、御和、御單、御表袴、御大口、御石帶、御襪

次ニ天皇ニ御手水ヲ供ス上同

次ニ天皇ニ御笏ヲ供ス上同

次ニ皇太子ニ齋服冠、白袍、白袴ヲ供ス東宮侍從奉仕

次ニ皇太子ニ手水ヲ供ス上同

次ニ皇太子ニ笏ヲ供ス上同

此ノ間供奉諸員宮内大臣、侍從長、式部長官、侍從、東宮大夫、東宮侍從長、東宮侍從 服裝ヲ易フ衣冠

次ニ式部官前導諸員參進本位ニ就ク

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御

式部長官宮内大臣前行シ侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル侍從劍璽ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親

王王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從左右各一人脂燭ヲ乘ル東宮侍從壺切御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ天皇隔殿ノ御座ニ著御侍從劔璽ヲ案上ニ奉安ス

次ニ皇太子隔殿ノ座ニ著ク東宮侍從壺切御劔ヲ案上ニ奉安ス

此ノ時供奉諸員隔殿ノ庇ニ候ス

次ニ神饌ヲ行立ス

其ノ儀掌典補一人脂燭ヲ秉リ掌典一人削木ヲ執ル同一人海老鰯鹽槽ヲ執リ同一人多志良加ヲ執ル陪膳女官五衣、唐衣、裳、小忌衣ヲ加ヘ日蔭絲並心葉ヲ著ク一人御刀子宮ヲ執リ後取女官唐衣、衣、紅切袴、禪、日蔭絲並心葉ヲ著ク一人御巾子宮ヲ執ル女官唐衣、衣、紅切袴、禪、日蔭絲並心葉ヲ著ク一人神食薦ヲ執リ同上一人御箸宮ヲ執リ同上一人御枚手宮ヲ執ル掌典一人御飯宮ヲ執リ同一人鮮物宮ヲ執ル掌典補一人干物宮ヲ執リ同一人御菓子宮ヲ執ル同一人鮑汁漬ヲ執リ同一人海藻汁漬ヲ執ル同一人空盞ヲ執リ同一人御羹八足机ヲ昇ク同二人御酒八足机ヲ昇キ同二人御粥八足机ヲ昇キ同二人御直會八足机ヲ昇ク

次ニ削木ヲ執レル掌典警蹕ヲ稱フ

此ノ時神樂歌ヲ奏ス

次ニ天皇本殿ノ御座ニ進御

次ニ御手水ヲ供ス陪膳女官奉仕

次ニ神饌御親供

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ御直會

次ニ神饌撤下陪膳女官奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ神饌退下

其ノ儀行立ノ時ノ如シ

次ニ皇太子拜禮

次ニ親王王拜禮

次ニ入御

皇室祭祀令

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ各退下

(注意)天皇襪襪ニ在ルトキハ出御ナシ神饌ハ掌典長之ヲ供進ス

新嘗祭前一日鎮魂ノ儀

其ノ儀御衣振動及絲結ノ式ヲ行フ

神宮遙拜ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻親王王便殿ニ參入ス

次ニ天皇便殿ニ渡御

次ニ御服ヲ供ス侍從奉仕

次ニ御手水ヲ供ス同上

次ニ御笏ヲ供ス同上

此ノ間供奉諸員侍從長、侍從、服裝ヲ易フ衣冠

次ニ出御

掌典長前行シ侍從劔璽ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王宮内大臣式部長官

供奉ス

次ニ御遙拜

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内大臣式部長官式部官著床

但シ服裝小禮服禮裝禮服關係諸員亦同シ

次ニ勅使衣冠著床

皇室祭祀令

次ニ出御御直衣

侍従長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ幣物御覽掌典長侍立

次ニ御祭文ヲ勅使ニ授ク宮内大臣奉仕

次ニ幣物ヲ辛櫃ニ納ム

次ニ勅使幣物ヲ奉シ殿ヲ辭ス

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

山陵ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻文武高官有爵者優遇者幄舎ニ參集ス

次ニ儀仗兵陵門外ニ整列ス

次ニ天皇御休所ニ著御

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ出御御正裝

式部長官宮内大臣前行シ侍從劔聖ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ御拜禮御告文ヲ奏ス

次ニ親王王拜禮

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

皇室祭祀令

此ノ間奏樂

次ニ各退下

(注意)先帝式年祭ニハ皇后ヲ天皇ノ次ニ加ヘ皇太后在ルトキハ皇后ノ次ニ之ヲ加フ其ノ御

服ハ御中禮服トス

山陵ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀神宮ニ勅使發遣ノ式ノ如シ

山陵ニ奉幣ノ儀

當日早旦陵所ヲ裝飾ス

時刻儀仗兵陵門外ニ整列ス

次ニ勅使^{衣冠}參進

次ニ勅使本位ニ就ク

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典祝詞ヲ奏ス

次ニ幣物ヲ供ス

次ニ勅使進テ祭文ヲ奏ス

次ニ勅使拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ各退下

神宮賢所皇靈殿神殿及山陵ニ親告ノ儀

神宮賢所皇靈殿神殿ノ造營ニ因リ奉遷ノ儀

以上其ノ儀時ニ臨ミ之ヲ定ム

天皇ノ靈代奉遷ノ儀^{天皇太后皇太后ノ靈代奉遷ノ儀之ニ準ス}

皇靈殿奉告ノ儀

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻御扉ヲ開ク

此ノ間奏樂

皇室祭祀令

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間奏樂

次ニ各退下

權殿ノ儀

時刻宮内高等官及先帝禁近奉仕者著床

次ニ御簾ヲ塞ク

此ノ間奏樂

次ニ神饌ヲ供ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇御代拜侍從奉仕、衣冠單

次ニ皇后御代拜女官奉仕、袿袴

次ニ皇太子代拜東宮侍從奉仕、衣冠單

次ニ皇太子妃代拜女官奉仕、袿袴

次ニ諸員拜禮

次ニ神饌ヲ撤ス

此ノ間奏樂

次ニ掌典長靈代ヲ皇靈殿ニ奉遷ス諸員供奉

此ノ時式部官警蹕ヲ稱フ

皇靈殿親祭ノ儀

其ノ儀本編皇靈殿ノ式ノ如シ

第二編 小祭式
賢所ノ儀

皇室祭祀令

當日早旦御殿ヲ裝飾ス

時刻宮内勅任官宮内奏任官總代各一人著床

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇渡御、皇太子參入、天皇ニ御服、御手水、御笏ヲ供シ皇太子ニ儀服、手水、笏ヲ供シ及供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀アリ總テ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲ケス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從侍從武官長侍從武官御後ニ候ス

次ニ御拜禮御鈴内掌典奉仕

次ニ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ皇太子拜禮訖テ退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

皇靈殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

但シ例祭及式年祭ニハ著床者中ニ親王王及宮内大臣又ハ宮内次官ノ内一人ヲ加ヘ皇后ヲ天皇ノ次

ニ皇太子妃ヲ皇太子ノ次ニ加フ從テ此ノ場合ニ於テハ綾綺殿ニ於ケル儀注中ニ皇后渡御皇太子妃

參進皇后ニ御服御手水御楯扇ヲ供シ皇太子妃ニ儀服手水楯扇ヲ供スルノ項アルコト亦第一編賢所

ノ儀ニ同シ

皇室祭祀令

神殿ノ儀

其ノ儀賢所ノ式ノ如シ御鈴ノ儀ナシ

四方拜ノ儀歳旦祭賢所ノ式ニ先タチ之ヲ行フ

當日早旦式場ヲ裝飾ス

時刻出御

掌典長前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ宮内大臣式部長官供奉ス

次ニ御拜禮訖テ入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ各退下

(注意)本儀ニ於ケル天皇ノ御服及供奉員中侍從長侍從ノ服裝ハ賢所ノ儀ニ同シ

賢所御神樂ノ儀

當日何時御殿ヲ裝飾ス

時刻大勳位親任官及各廳勅任官總代宮内奏任官總代各一人有爵者總代每爵一人著床

次ニ御扉ヲ開ク

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ神饌幣物ヲ供ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ掌典長祝詞ヲ奏ス

次ニ天皇出御是ヨリ先キ綾綺殿ニ於テ天皇皇后渡御、皇太子皇太子妃參入、天皇ニ御服、御手水、御笏、皇后ニ御服、御手水、御
檜扇ヲ供シ及供奉諸員服裝ヲ易フルノ儀アリ總テ第一編賢所ノ儀ニ同キヲ以テ今其ノ項ヲ掲ケス

式部長官前行シ侍從御劔ヲ奉シ侍從長侍從武官長侍從武官御後ニ候シ親王王供奉ス

次ニ皇后出御

皇后宮大夫前行シ女官御後ニ候シ親王妃内親王王妃女王供奉ス

次ニ皇太子參進

東宮大夫前行シ東宮侍從御劔ヲ奉シ東宮侍從長東宮侍從東宮武官長東宮武官後ニ候ス

次ニ皇太子妃參進

東宮主事前行シ女官後ニ候ス

次ニ天皇皇后御拜禮

皇室祭祀令

次ニ皇太子皇太子妃拜禮

次ニ親王妃内親王王妃女王拜禮

次ニ御神樂

次ニ天皇皇后入御

供奉出御ノ時ノ如シ

次ニ皇太子皇太子妃退下

供奉參進ノ時ノ如シ

次ニ諸員拜禮

次ニ幣物神饌ヲ撤ス

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ御扉ヲ閉ツ

此ノ間神樂歌ヲ奏ス

次ニ各退下

神宮ニ勅使發遣ノ儀

其ノ儀第一編神宮ニ勅使發遣ノ式ニ準ス

神宮ニ奉幣ノ儀

其ノ儀神宮ノ祭式ニ依ル

皇后皇太子皇太子妃皇太孫皇太孫妃親王妃内親王王妃女王ノ靈代ヲ皇靈殿ニ遷スノ儀

皇靈殿奉告ノ儀

權殿ノ儀

以上其ノ儀第一編天皇ノ靈代奉遷ノ儀中各其ノ式ニ準ス

皇靈殿祭典ノ儀

特旨ニ由リ天皇親ヲ拜禮ヲ行フトキハ其ノ儀本編皇靈殿ノ式ノ如シ自餘ハ掌典長ノ主祭ニ止ム但シ皇后ノ靈代ヲ遷ストキハ天皇御代拜^{衣冠}及皇太子皇太子妃拜禮ノ儀注ヲ加フ

○神宮祭祀令(大正三年一月二十四日勅令第九號)

第一條 神宮ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

神宮祭祀令

祈年祭

神御衣祭

月次祭

神嘗祭

新嘗祭

遷宮祭

臨時奉幣祭

第三條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ中祭トス

日別朝夕大御饌祭

歳旦祭

元始祭

紀元節祭

風日祈祭

天長節祭

第四條 内務大臣ハ遷宮ニ屬スル諸祭ニ付前二條ニ掲タルモノノ外別ニ大祭中祭ヲ定ムルコトヲ得

第五條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉祀シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラ

ス

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規定ハ内務大臣之ヲ定ム

附 則

本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

○官國幣社以下神社祭祀令(大正三年一月二十四日勅令第十號)

第一條 官國幣社以下神社ノ祭祀ハ大祭中祭及小祭トス

第二條 左ニ掲クル祭祀ハ之ヲ大祭トス

祈年祭

新嘗祭

例 祭

官國幣社以下神社祭祀令

遷座祭

臨時奉幣祭

前項ノ外別格官幣社靖國神社ニ於テハ合祀祭ハ之ヲ大祭トス

第三條 左ニ掲タル祭祀ハ之ヲ中祭トス

歳旦祭

元始祭

紀元節祭

天長節祭

神社ニ特別ノ由緒アル祭祀

第四條 大祭及中祭以外ノ祭祀ハ之ヲ小祭トス

第五條 新ニ小祭ヲ定ムトスルトキハ監督官廳ノ認可ヲ受クヘシ

第六條 喪ニ在ル者ハ祭祀ニ奉仕シ又ハ參列スルコトヲ得ス但シ除服セラレタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第七條 祭式及齋戒ニ關スル規定ハ主務大臣之ヲ定ム但シ臺灣ニ於テハ臺灣總督之ヲ定ム

附 則

第八條 本令施行ノ期日ハ内務大臣之ヲ定ム

第九條 地方ノ狀況其ノ他特別ノ事情アル神社ニ於テハ當分ノ内仍従前ノ例ニ依ルコトヲ得

○内務省令第二號(大正三年三月二十七日)

大正三年一月勅令第九號及第十號ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省令第三號(大正三年三月二十七日)

神宮ニ於ケル祭式及齋戒ニ關シテハ發分ノ内仍従前ノ例ニ依ル

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省令第四號(大正三年三月二十七日)

官國幣社以下神社祭式左ノ通定メ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○官國幣社以下神社祭式

第一 官國幣社祭式

一 大祭式

祈年祭新嘗祭及例祭

官國幣社以下神社祭祀令

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次幣帛供進使參進是ヨリ先手
水ノ儀アリ

次幣帛供進使祓所ニ著ク

次修祓先御幣物次幣帛
供進使及隨員

次幣帛供進使所定ノ座ニ著ク

次御幣物辛櫃ヲ便宜ノ所ニ置ク幣帛供進使
隨員副ヲ

次宮司諸事辨備セル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次宮司御扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間
奏樂

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間
奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使隨員御幣物ヲ辛櫃ヨリ出シ假ニ案上ニ置ク案ハ豫メ便宜
ノ所ニ設ク

次宮司御幣物ヲ奉ル

次幣帛供進使祝詞ヲ奏ス

次幣帛供進使玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ隨員
之ヲ附ス

次幣帛供進使隨員拜禮

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮玉串ハ主典
之ヲ附ス

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下御幣物ヲ撤ス

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間
奏樂

次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間
奏樂

次宮司祭儀畢レル由ヲ幣帛供進使ニ申ス

次各退出

本殿遷座祭

當日早旦本殿假殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下假殿所定ノ座ニ著ク

次地方長官參進隨員副從是ヨリ先手
水ノ儀アリ

次地方長官祓所ニ著ク

官國幣社以下神社祭祀令

次修祓

次地方長官假殿所定ノ座ニ著ク

次宮司假殿ノ御扉ヲ開ク此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司殿内ニ參進シ諸員各其ノ位置ニ列立ス

次遷御此間奏樂

其ノ儀地方長官前行宮司御靈代ヲ奉戴シ辛櫃羽車神輿ヲ用フル等各社ノ古儀ヲ行フコトヲ得諸員行障絹垣ヲ奉仕シ前後陣ニ整列ス

神寶ヲ列立スル等各社ノ古儀ヲ行フコトヲ得

次入御此間奏樂

是ヨリ先權宮司若クハ禰宜本殿ノ御扉ヲ開ク

次宮司御靈代ヲ神座ニ奉安ス

次宮司御扉ノ側ニ候シ諸員所定ノ座ニ著ク

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次地方長官玉串ヲ奉リテ拜禮

次地方長官隨員拜禮

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ所定ノ座ニ著ク此間奏樂

次各退出

假殿遷座祭

次第本殿遷座祭ニ準ス

臨時奉幣祭

次第時ニ臨ミ之ヲ定ム

二 中祭式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

官國幣社以下神社祭祀令

次御宮司扉ヲ開キ畢リテ側ニ候ス此間奏樂

次禰宜以下神饌ヲ供ス此間奏樂

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス此間奏樂

次宮司御扉ヲ閉チ畢リテ本座ニ復ス此間奏樂

次各退出

三 小祭式

當日早旦社殿ヲ裝飾ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次禰宜以下神饌ヲ供ス

次宮司祝詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次宮司若クハ禰宜以下拜禮

次禰宜以下神饌ヲ撤ス

次各退出

四 修 祓

當日豫メ便宜ノ所ニ祓所ヲ辨備ス

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次禰宜祝詞ヲ讀ム

次主典一人大麻ヲ執リ同一人若クハ雇員鹽湯ヲ執リ神饌及宮司以下ヲ祓フ

次各退下

五 祝 詞

祈年祭宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今年乃御年始給波牟登爲氏天皇命
乃字豆乃大幣帛乎捧奉良志米給布賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食波和稻荒稻爾仕奉里氏
御酒波魏乃上高知里魏乃腹滿竝倍氏大野乃原爾生布留物波甘菜辛菜青海原爾仕奉物波鱒乃廣物鱒乃狹

官國幣社以下神社祭祀令

物奥都藻榮邊都藻榮爾至留麻傳爾置足波志氏今日乃生日乃足日乃朝日乃豐榮登爾稱辭竟奉良久乎平介久安介久聞食志氏天乃下乃國民賀手肱爾水泡搔垂里向股爾泥搔寄世氏取作良幸與都御年平始米氏草乃片葉爾至留麻傳作里登作留物共乎惡伎風荒伎水爾相波世給波受豐爾牟久佐加爾成幸給比氏新嘗乃御祭嚴志久美志久仕奉真志米給開登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須

祈年祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久天皇賀大命以知氏今年乃祈年祭爾官位勳功爵氏名乎使登爲氏大前爾獻奉留宇豆乃大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏皇神等乃依奉良幸與都御年乎八束穗乃茂穗爾成幸給比氏天皇賀大朝廷乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾五十榎八桑枝乃如久立榮衣志米給開登白給波久登恐美恐美母白須

新嘗祭宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久天都御食乃長御食乃遠御食登新嘗聞食左幸登爲氏天皇命乃宇豆乃大幣帛乎捧奉良志米給布賀故爾皇神等乃成幸給開留八束穗乃秋乃初穗乎御食御酒爾仕奉里氏山野乃物波甘菜辛榮海川乃物波鱒乃廣物鱒乃狹物與都藻榮邊都藻榮爾至留麻傳爾置足波志氏獻奉良久乎聞食志宇豆那比給比氏天皇命乃大御代乎嚴御代乃足御代登萬千秋乃長五百秋爾

平介久安介久齋奉里幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳撫給比惠給比氏五十榎八桑枝乃如久立榮衣仕奉良志米給開登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須

新嘗祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久天皇賀大命以知氏今年乃祈年祭爾官位勳功爵氏名乎使登爲氏大前爾獻奉留宇豆乃大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏天都御食乃長御食乃遠御食登豐明爾明坐左幸皇御孫命乃大御食乎萬千秋乃長五百秋爾平介久安介久聞食左志米給比天皇賀大朝廷乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾五十榎八桑枝乃如久立榮衣志米給開登白給波久登恐美恐美母白須

例祭宮司祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久高天原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏天社爾社登稱辭竟奉留中爾此乃大宮乎靜宮乃常宮登鎮坐須大神乃廣伎厚伎恩賴乎尊奉里仰奉里氏一年爾一回仕奉留常乃例乃今日乃御祭爾天皇命乃宇豆乃大幣帛乎捧奉良志米給布賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御代乎嚴御代乃足御代登堅磐爾常磐爾齋奉里手長乃御代登幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳長

官國幣社以下神社祭祀令

久平介久守給比惠給閉登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須

例祭幣帛供進祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾恐美恐美母白左久天皇賀大命以知氏常乃例乃隨爾仕奉留一年爾一回乃今日乃御祭爾官位勳功爵氏名乎使登爲氏獻奉留宇豆乃大幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久開食志氏天皇賀大朝廷乎始米氏天下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾守給比幸給比氏此乃食國天下波國乃八十國島乃八十島漏留留事無久落都留事無久天乃壁立極國乃退立限皇大朝廷乃大御威稜乎仰賀志米給比皇大御國乃大御光乎蒙良久志米給閉登白給波久登恐美恐美母白須

假殿遷座本殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃常宮登鎮坐世留此乃御殿乃年經氏破損波瀾多留賀故爾今度改造里(修里)仕奉良久登須是乎以知氏今日乃生日乃足日爾假宮爾遷奉里坐奉留事乎平介久安介久開食世登恐美恐美母白須

假殿遷座假殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今日乃吉日乃吉辰爾此乃假宮爾遷奉里坐奉里奴是乎以知氏大前爾御食御酒種種乃物乎置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久開食志氏暫乃間

平穩爾鎮坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座假殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃敷坐須瑞乃御殿乎改造里(修里)仕奉良久登往志某年某月某日爾此乃假宮爾遷奉里坐奉里志乎此乃某年某月某日爾至里氏新宮殿志久麗志久築造里(御殿本乃如修里)仕奉里畢爾奴是乎以知氏今日乃生日乃足日爾遷志鎮坐坐奉留事乎聞食志氏安介久靜介久遷坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座本殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃天乃御陰日乃御陰登隱坐左幸瑞乃御殿清久美志久改造里(修里)仕奉里畢爾奴留爾依里氏今日乃吉日乃吉辰爾遷志鎮坐坐奉里奴是乎以知氏禮代乃御食御酒種種乃物乎置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久開食志氏今與里往先大御心平穩爾此乃大宮乎靜宮乃安宮登良久爾鎮坐世登恐美恐美母白須

歲旦祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久新伎年乃新伎月乃新伎日乃今日乃朝日乃豐榮登爾御賀乃壽詞仕奉良久登豐御食豐御酒種種乃物乎獻奉留狀乎平介久安介久開食志氏此乃年

官國幣社以下神社祭祀令

平良俊年乃美志年登守給比幸給比氏天皇命乃大朝廷平堅磐爾常磐爾齋奉里給比天乃下平介久穀物豐介久產業乎彌獎米爾獎米國民乎彌榮衣爾榮衣志米給比氏大御稜威乎差昇留年乃初日乃光登共爾彌益益爾輝加志米給閉登恐美恐美母御賀乃壽詞仕奉良久登白須

元始祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久遠皇祖乃大御代與里天皇命乃御代御代受傳坐志氏知食志來留天都日嗣高御座乃大元始乎歲乃首爾言壽奉留登爲氏今日乃御祭仕奉留狀乎平介久安介久開食志氏天皇命乃知食須天都日嗣乃大御隆天地乃共無窮爾動久事無久變留事無久齋奉里幸奉里給比天乃下平介久國內安介久皇大朝廷乃大御稜威乎天輝志國輝志爾輝加志米給比皇大御國乃大御榮乎天足志國足志爾足波志米給閉登禮代乃御食御酒種種乃物乎捧奉里氏恐美恐美母言壽奉良久登白須

紀元節祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久高天原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏豐葦原水穗國乎萬千秋乃長秋爾平介久知食世登事依奉里志隨爾神日本磐余彦天皇乃高俊嚴志伎大御德以知氏食國天乃下乎平給比調給比氏大和國乃畝傍乃橿原乃底都岩根爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知里氏天都日嗣乃高御座爾坐志氏肇國知食志志與里皇御孫命乃御代御代彌繼繼爾承繼岐

傳來坐志氏彌廣爾彌遠爾立榮衣行久大元乎恐美奉里辱美奉里氏今日乃生日乃足日爾御食御酒種種乃物乎大前爾捧奉里氏今日乃言壽乃賀詞乎神壽岐壽奉良久波皇大御神乃定給比掟給閉留事乃隨爾天都日嗣乃大御位波天地登共爾久志久日月登共爾遠久彌益益爾御榮坐左幸皇大朝廷乃大御稜威波天乃壁立極國乃退立限爾次爾廣里行加幸登神壽岐壽奉良久乎甘良爾聞食世登恐美恐美母白須

天長節祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾宮司位勳功爵氏名恐美恐美母白左久八十日波有禮母今日乃生日乃足日波志母明御神登天乃下知食須天皇命乃生出坐志志貴伎愛多伎美志日登天皇命乃大朝廷評始米氏天乃下四方乃國波青雲乃靄久極白雲乃向伏須限落都留事無久言壽岐仕奉禮樂此乃大前爾御食御酒種種乃物乎捧奉里氏稱辭竟奉良久乎平介久開食志氏天皇命乃大御壽乎手長乃大御壽登由都磐村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉里嚴御代爾幸奉里給比大御稜威乎彌高爾彌廣爾輝加志米給比大御惠乎彌遠爾彌長爾仰賀志米給閉登恐美恐美母言壽奉良久登白須

祝詞

掛麻久母畏伎伊邪那岐大神筑紫乃日向乃橘小戸阿波岐原爾御禊祓給比志時爾生坐世留祓戸大神等今日仕奉留神職等賀過犯世留罪穢有良乎婆祓給比清給閉登申須事乎聞食世登恐美恐美母白須

官國幣社以下神社祭祀令

○幣帛供進使並地方長官ノ修祓ニ當リテハ神職ノ二字ヲ次ノ二字ニ換フ
官人

六 雜 則

- 一 御幣物ハ祭日ノ前地方長官正廳ニ臨ミ之ヲ點檢ス
- 一 神饌料ハ豫メ之ヲ神社ニ交附ス
- 一 四ニ定ムル修祓ハ祭祀ノ前之ヲ行フ
- 一 御幣物及幣帛供進使並地方長官ノ修祓ハ四ニ定ムル式ニ準シテ之ヲ行フ
- 一 神饌臺數並品目左ノ如シ

大 祭

大 社

十一臺以上

中 社

十臺以上

小 社

九臺以上

別格官幣社

和稻 荒稻 酒 餅 海魚 川魚 野鳥 水鳥 海棠 野菜 菓 鹽 水
但シ小社別格官幣社ニ在リテハ野鳥水鳥ノ中一種ヲ省略スルコトヲ得

中 祭

七臺以上

和稻 荒稻 酒 餅 魚 鳥 海棠 野菜 菓 鹽 水
但シ鳥ハ之ヲ省略スルコトヲ得

小 祭

五臺以上

- 和稻 荒稻 酒 魚 海棠 野菜 菓 鹽 水
- 定額ノ神饌及幣物ノ外其ノ他ノ產物等ヲ副ヘテ奉ルコトヲ得
- 一例祭ニ際シ古例ノ神事アルモノハ之ヲ行フコトヲ得
- 一神社ニ特別ノ由緒アル祭祀若クハ小祭ニシテ一社傳來ノ儀式アルモノハ之ヲ行フコトヲ得
- 一官幣大社ニシテ特別ノ定例アルモノハ之ニ依ル

第二 府縣社以下神社祭式

官國幣社祭式ニ準ス但シ祝詞ハ左ノ如シ

祈年祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前附社司(社掌)位勳功偉氏名恐美恐美母白左久今年乃御年始給布爾依里氏此
乃某道府縣(郡市區町村)與里宇豆乃幣帛奉留賀故爾大前附齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食波和稻荒

官國幣社以下神社祭記令

稻爾仕奉里氏 御酒波 瓊乃 上高知里 瓊乃 腹滿 瓊倍氏 大野乃 原爾 生布 留物波 甘菜 辛菜 青海 原爾 住牟 物波 緒乃 廣物 緒乃 狹物 與都 藻菜 邊都 藻菜 爾 至留 麻傳 爾 置足 波志 氏 今乃 生乃 足日乃 朝日乃 豐榮 登爾 稱辭 竟奉 良久 乎 平介 久 安介 久 聞食 志 氏 天乃 下乃 國民 賀手 肱爾 水泡 搔垂 里 向股 爾 泥搔 寄世 氏 取作 良 牟 與都 御年 乎 始米 氏 草乃 片葉 爾 至留 麻傳 作里 登 作留 物 共乎 惡伎 風荒 伎 水爾 相波 世 給波 受 豐爾 牟 久 佐加 爾 成 幸 給比 氏 新嘗 乃 御祭 嚴志 久 美志 久 仕奉 良 志 米 給開 登 恐美 恐美 母 稱辭 竟 奉 良 久 登 白 須

○神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十四字ヲ削ル

祈年祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母 畏伎 某神社乃 大前爾 官(職)位 勳功 爵氏 名 恐美 恐美 母 白 左 久 今 年 乃 祈 年 祭 爾 某 道 府 縣 (郡 市 區 町 村) 與 里 獻 奉 留 宇 豆 乃 幣 帛 乎 安 幣 帛 乃 足 幣 帛 登 平 介 久 安 介 久 聞 食 志 氏 皇 神 等 乃 依 奉 良 牟 與 都 御 年 乎 八 束 穗 乃 茂 穗 爾 成 幸 給 比 氏 天 皇 命 乃 大 朝 廷 乎 始 米 氏 天 乃 下 乃 國 民 爾 至 留 麻 傳 彌 遠 爾 彌 廣 爾 五 十 樞 八 桑 枝 乃 如 久 立 榮 衣 志 米 給 開 登 恐 美 恐 美 母 白 須

新嘗祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母 畏伎 某神社乃 大前爾 社司(社掌)位 勳功 爵氏 名 恐美 恐美 母 白 左 久 天 都 御 食 乃 長 御 食 乃 遠 御 食 登 天 皇 命 乃 新 嘗 聞 食 須 爾 依 里 氏 此 乃 某 道 府 縣 (郡 市 區 町 村) 與 里 宇 豆 乃 幣 帛 捧 奉 留 賀 故 爾 皇 神 等 乃 成 幸

給開 留 八 束 穗 乃 秋 乃 初 穗 乎 御 食 御 酒 爾 仕 奉 里 氏 山 野 乃 物 波 甘 菜 辛 菜 海 川 乃 物 波 緒 乃 廣 物 緒 乃 狹 物 與 都 藻 菜 邊 都 藻 菜 爾 至 留 麻 傳 爾 置 足 波 志 氏 獻 奉 良 久 乎 聞 食 志 宇 豆 那 比 給 比 氏 天 皇 命 乃 大 御 代 乎 嚴 御 代 乃 足 御 代 登 萬 千 秋 乃 長 五 百 秋 爾 平 介 久 安 介 久 齋 奉 里 幸 奉 里 給 比 親 王 等 諸 王 等 乎 始 米 氏 天 乃 下 乃 國 民 爾 至 留 麻 傳 撫 給 比 惠 給 比 氏 五 十 樞 八 桑 枝 乃 如 久 立 榮 衣 仕 奉 良 志 米 給 開 登 恐 美 恐 美 母 稱 辭 竟 奉 良 久 登 白 須

○神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣以下二十四字ヲ削ル

新嘗祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母 畏伎 某神社乃 大前爾 官(職)位 勳功 爵氏 名 恐美 恐美 母 白 左 久 今 年 乃 新 嘗 祭 爾 某 道 府 縣 (郡 市 區 町 村) 與 里 獻 奉 留 宇 豆 乃 幣 帛 乎 安 幣 帛 乃 足 幣 帛 登 平 介 久 安 介 久 聞 食 志 氏 天 都 御 食 乃 長 御 食 乃 遠 御 食 登 豐 明 爾 明 坐 左 牟 皇 御 孫 命 乃 大 御 食 乎 萬 千 秋 乃 長 五 百 秋 爾 平 介 久 安 介 久 聞 食 左 志 米 給 比 天 皇 命 乃 大 朝 廷 乎 始 米 氏 天 乃 下 乃 國 民 爾 至 留 麻 傳 彌 遠 爾 彌 廣 爾 五 十 樞 八 桑 枝 乃 如 久 立 榮 衣 志 米 給 開 登 恐 美 恐 美 母 白 須

例祭社司(社掌)祝詞

掛麻久母 畏伎 某神社乃 大前爾 社司(社掌)位 勳功 爵氏 名 恐美 恐美 母 白 左 久 高 天 原 爾 神 留 坐 須 神 漏 岐 神 漏 美 命 以 知 氏 天 社 國 社 登 稱 竟 辭 奉 留 中 爾 此 乃 大 宮 乎 靜 宮 乃 常 宮 登 鎮 坐 須 大 神 乃 廣 伎 厚 伎 恩 賴 乎

官國幣社以下神社祭祀令

尊美奉里仰奉里氏一年爾一回仕奉留常乃例乃今日乃御祭爾此乃某道府縣(郡市區町村)與里宇豆乃幣帛
 捧奉留賀故爾大前爾齋麻波里清麻波里氏獻奉留御食御酒種種乃物乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大
 御代乎嚴御代乃足御代登堅磐爾常磐爾齋奉里手長乃御代登幸奉里給比親王等諸王等乎始米氏天乃下乃
 國民爾至留麻傳長久平介久守給比惠給閉登恐美恐美母稱辭竟奉良久登白須
 辭別後氏白左久此久仕奉留爾依里氏御氏子乃人等又此乃某道府縣(郡市區町村)乃人等乎廣久厚久守給
 比惠給比氏心穩爾身健爾家內安久產業豐介久各母各母彌饒爾饒見氏生乃子乃八十續爾至留麻傳彌榮
 衣爾榮衣志米給閉登恐美恐美母白須

○神饌幣帛料ノ供進ナキ神社ニ在リテハ此乃某道府縣(郡市區町村)與里宇豆乃幣帛捧奉留賀故爾大前爾ノ
 二十七字ヲ削ル

例祭幣帛供進使祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾官(職)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久常乃例乃隨爾仕奉留一年爾一回乃
 今日乃御祭爾某道府縣(郡市區町村)與里獻奉留宇豆乃幣帛乎安幣帛乃足幣帛登平介久安介久聞食志氏
 天皇命乃大朝廷乎始米氏天乃下乃國民爾至留麻傳彌遠爾彌廣爾守給比幸給閉登恐美恐美母白須

假殿遷座本殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃常宮登鎮坐世留此乃御
 殿乃年經氏破損波禮多留賀故爾今度改造里(修里)仕奉良半登須是乎以知氏今日乃生日乃足日爾假宮
 爾遷奉里坐奉留事乎平介久安介久聞食世登恐美恐美母白須

假殿遷座假殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久今日乃吉日乃吉辰爾此乃假宮
 爾遷奉里坐奉里奴是乎以知氏大前爾御食御酒種種乃物乎置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏
 暫乃間平穩爾鎮坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座假殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃敷坐須瑞乃御殿乎改
 造里(修里)仕奉良半登往志某年某月某日爾此乃假宮爾遷奉里坐奉里志乎此乃某年某月某日爾至里氏新
 宮殿志久麗志久築造里(御殿本乃如修里)仕奉里畢閉奴是乎以知氏今日乃生日乃足日爾還志鎮米坐奉留
 事乎聞食志氏安介久靜介久遷坐世登恐美恐美母白須

本殿遷座本殿祭祀祝詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久大神乃天乃御蔭日乃御蔭登隱

官國幣社以下神社祭祀令

坐左幸瑞乃御殿清久美志久 改造里(修里)仕奉里畢開奴留爾依里氏今日乃吉日乃吉辰爾還志鎮米坐奉里奴是乎以知氏禮代乃御食御酒種種乃物乎置足波志氏獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏今與里往先大御心平隱爾此乃大宮乎靜宮乃安宮登長久爾 鎮坐世登恐美恐美母白須

歲旦祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久遠皇祖乃大御代與里天皇命乃日乃今日乃朝日乃豐榮登爾御賀乃壽詞仕奉良久登豐御食豐御酒種種乃物乎獻奉留狀乎平介久安介久聞食志氏此乃年乎良伎年乃美志年登守給比幸給比氏天皇命乃大朝廷乎堅磐爾常磐爾齋奉里給比天乃下平介久穀物豐介久產業乎彌獎米爾獎米國民乎彌榮衣爾榮衣志米給比氏大御稜威乎差昇留年乃初日乃光登共爾彌益益爾輝加志米給閉登恐美恐美母御賀乃壽詞仕奉良久登白須

元始祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久遠皇祖乃大御代與里天皇命乃御代御代受傳坐志氏知食志來留天都日嗣高御座乃大元始乎歲乃首爾言壽奉留登爲氏今日乃御祭仕奉留狀乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃知食須天都日嗣乃大御隆天地乃共無窮爾動久事無久變留事無久齋奉里幸奉里給比天乃下平介久國內安介久皇大朝廷乃大御稜威乎天輝志國輝志爾輝加志米給比皇大御

國乃大御榮乎天足志國足志爾足波志米給閉登禮代乃御食御酒種種乃物乎捧奉里氏恐美恐美母言壽奉良久登白須

紀元節祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久高天原爾神留坐須神漏岐神漏美命以知氏豐葦原水穗國乎萬千秋乃長秋爾平介久知食世登事依奉里志隨爾神日本磐余彦天皇乃高伎嚴志伎大御德以知氏食國天乃下乎平給比調給比氏大和國乃畝傍乃樞原乃底部岩根爾大宮柱太敷立氏高天原爾千木高知里氏天都日嗣乃高御座爾坐志氏肇國知食志與里皇御孫命乃御代御代彌繼繼爾承繼岐傳來坐志氏彌廣爾彌遠爾立榮衣行久大元乎恐美奉里辱美奉里氏今日乃生日乃足日爾御食御酒種種乃物乎大前爾捧奉里氏今日乃言壽乃賀詞乎神壽岐壽奉良久波皇大御神乃定給比旋給閉留事乃隨爾天都日嗣乃大御位波天地登共爾久志久日月登共爾遠久彌益益爾御榮坐左幸皇大朝廷乃大御稜威波天乃壁立極國乃退立限彌次次爾廣里行加幸登神壽岐壽奉良久乎甘良爾聞食世登恐美恐美母白須

天長節祭祀詞

掛麻久母畏伎某神社乃大前爾社司(社掌)位勳功爵氏名恐美恐美母白左久八十日波有禮母今日乃生日乃足日波志母明御神登天乃下知食須天皇命乃生出坐志貴伎愛多伎美志日波天皇命乃大朝廷乎始米

氏天乃下四方乃國波青雲乃霽久極白雲乃向伏須限落都留事無久漏留留事無久言壽岐仕奉禮婆此乃大前
 爾御食御酒種種乃物乎捧奉里氏稱辭竟奉良久乎平介久安介久聞食志氏天皇命乃大御壽乎手長乃大御壽
 登由都壁村乃如久常磐爾堅磐爾齋奉里嚴御代爾幸奉里給比大御稜威乎彌高爾彌廣爾輝加志米給比大
 御惠乎彌遠爾彌長爾仰賀志米給閉登恐美恐美母言壽奉良久登白須

祓詞

掛麻久母畏伊邪那岐大神筑紫乃日向乃橘小戸阿波岐原爾御稜祓給比志時爾生坐世留祓戸大神等今
 日仕奉留神職等賀過犯世留罪穢有良乎乎變祓給比清給閉登申須事乎聞食世登恐美恐美母白須

○幣帛供進使ノ修祓ニ當リテハ神職ノ二字ヲ次ノ二字ニ換フ

官人

○内務省令第五號 (大正三年三月二十七日)

官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件左ノ通定ム

官國幣社以下神社神職齋戒ニ關スル件

第一條 祭祀ニ奉仕シ又ハ參向スル者ハ大祭、中祭ニハ其ノ當日及前日小祭ニハ其ノ當日齋戒スヘシ

第二條 齋戒中ニ在ル者ハ喪ニ與ル等其ノ他汚穢ニ觸ルルコトヲ得ス

附則

本令ハ大正三年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

○内務省訓令第二號 (大正三年三月二十七日)

神官 神職

神宮庭官國幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ行フ式左ノ通定メ大正三年四月一日ヨリ施行ス

第一條 神宮ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

明治天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

大 祓

第二條 官國幣社以下神社ニ於テ恒例トシテ左ノ式ヲ行フ

春季皇靈祭遙拜

神武天皇祭遙拜

明治天皇祭遙拜

秋季皇靈祭遙拜

神嘗祭遙拜

官國幣社以下神社祭祀令

大 祓

○内務省訓令第三號 (大正三年三月二十七日)

神宮 大宮司

本年三月内務省訓令第二號ニ依ル神宮ニ於テ行フ遙拜及大祓次第ハ當分ノ内仍從前ノ例ニ依リ執行スヘシ

○内務省訓令第四號 (大正三年三月二十七日)

神職

本年三月内務省訓令第二號ニ依ル官國幣社以下神社遙拜及大祓次第左ノ通定ム

○官國幣社以下神社遙拜及大祓次第

第一 官國幣社遙拜及大祓次第

遙 拜 次 第

當日早旦社頭便宜ノ所ニ式場ヲ辨備ス

新薦ヲ鋪キ案ヲ立ツ

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次宮司遙拜詞ヲ奏ス

次宮司玉串ヲ奉リテ拜禮

次權宮司若クハ禰宜以下拜禮

次各退下

春秋皇靈祭遙拜詞

掛麻久母畏 伎皇靈殿乃 大前乎 遙爾拜 美奉良 久登白須

神武天皇祭遙拜詞

掛麻久母畏 伎畝傍山東北 陵 乃 大前乎 遙爾拜 美奉良 久登白須

明治天皇祭遙拜詞

掛麻久母畏 伎伏見桃 山 陵 乃 大前乎 遙爾拜 美奉良 久登白須

神嘗祭遙拜詞

掛麻久母畏 伎伊勢乃 神宮乃 大前乎 遙爾拜 美奉良 久登白須

大 祓 次 第

當日社頭ノ庭上ニ祓所ヲ辨備ス

正面ニ新薦ヲ鋪キ案ヲ立テ祓物ヲ置キ其前ニ祓詞ノ座ヲ設ケ便宜ノ所ニ地方官神職ノ座ヲ設ク

官國幣社以下神社祭祀令

雨儀等ニ在リテハ便宜ノ所ニ於テ之ヲ行フ

時刻宮司以下所定ノ座ニ著ク

次地方官所定ノ座ニ著ク

次主典切麻ヲ頰ツ

次宮司祓ヲ仰ス

次禰宜祓詞ヲ宣ル

次諸員切麻ヲ執リテ祓フ

次主典大麻ヲ行フ

次主典切麻ヲ撤ス

次主典祓物ヲ執リテ河海ニ向フ

次各退下

祓物

木綿

一兩

(常ノ木綿五尺ヲ以テ代フルコトヲ得)

布

五尺

(麻布)

形代及解繩ヲ用フル神社ハ之ヲ添フルコトヲ得

大祓詞

集侍禮留人等諸聞食世登宣留

高天原爾神留坐須皇賀親神漏岐神漏美命以知氏八百萬神等乎神集閉爾集賜比神議里爾議賜比氏我賀
 皇御孫命波豐葦原水穗國乎安國登平介久知食世登事依奉里伎此久依奉里志國中爾荒振神等乎婆神問波
 志爾問賜比神掃比爾掃賜比氏語問比志磐根樹根立草乃片葉乎母語止米氏天乃磐座放知天乃八重雲乎伊
 頭乃千別伎爾千別伎氏天降志依奉里伎此久依奉里志四方乃國中登大倭日高見國乎安國登定奉里氏下都
 磐根爾宮柱太敷立氏高天原爾千木高知里氏皇神孫命乃瑞乃御殿仕奉里氏天乃御陰日乃御陰登隱坐志氏
 安國登平介久知食左乎國中爾成出傳乎天乃益人等賀過犯志久乎種種乃罪事波天都罪國都罪許許太久
 乃罪出傳乎此久出傳婆天都宮事以知氏天都金木乎本打切里末打斷知氏千座乃置座爾置足波志氏天都菅
 麻乎本刈斷知末刈切里氏八針爾取辟伎氏天都祝詞乃太祝詞事乎宣禮此久宣良婆天都神波天乃磐門乎押
 披伎氏天乃八重雲乎伊頭乃千別伎爾千別伎氏聞食左乎國都神波高山乃末短山乃末爾上坐志氏高山乃伊
 褒理短山乃伊褒理乎搔別介氏聞食左乎此久聞食志氏婆罪登云布罪波在良自登科戶乃風乃天乃八重雲乎
 吹放都事乃如久朝乃御霧夕乃御霧乎朝風夕風乃吹拂布事乃如久大津邊爾居留大船乎舳解放知舳解放知

氏大海原爾押放部事乃如久彼方乃繁木賀本乎燒鎌乃敏鎌以知氏打掃布事乃如久遺留罪波在良自登祓給比清給布事乎高山乃末短山乃末與里佐久那太理爾落多岐都速川乃瀨爾坐須瀨織津比賣登云布神大海原爾持出傳奈幸此久持出往奈婆荒潮乃潮乃八百道乃八潮道乃鹽乃八百會爾坐須速開都比賣登云布神持加加吞美氏幸此久加加吞美氏婆氣吹戶爾坐須氣吹戶主登云布神根國底國爾氣吹放知氏幸此久氣吹放知氏婆根國底國爾坐須速佐須良比賣登云布神持佐須良比失比氏幸此久佐須良比失比氏婆今日與利始米氏罪登云布罪波在良自登今日乃夕日乃降乃大祓爾祓給比清給布事乎諸聞食世登宜留

第二 府縣社以下神社遙拜及大祓次第

官國幣社遙拜及大祓次第第二準

○內務省訓令第五號 (大正三年三月二十七日)

神官 神職

大正二年三月內務省訓令第四號神官神職服裝規則中左ノ通改正ス

第六條中「公式ノ祭祀」ヲ「中祭」ニ改ム

第七條中「恒例小祭日拜等」ヲ「小祭日拜並恒例トシテ行フ式等」ニ改ム

大正五年四月廿二日印刷
大正五年四月廿五日發行

國家の祭記

實價金壹圓五拾錢

著作者 男爵 千家尊福

發行者 和田利彦

東京市日本橋區通四丁目五番地

印刷者 中野鏝太郎

東京府大崎町字下大崎四五二番地

印刷所 東洋印刷株式會社

東京市芝區愛宕町三丁目二番地

發行所 春陽堂

東京市日本橋區通四丁目五番地



324
491

終

